

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	58 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	40 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	76 件
国民年金関係	36 件
厚生年金関係	40 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年10月から46年8月まで
② 昭和57年4月及び同年5月

私が20歳になった昭和45年*月ごろ、両親が町役場で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。その後、国民年金保険料は、両親が、町内会の当番が集金に来たとき、両親自身の保険料と一緒に納付してくれていたのに、申立期間①が未加入とされていることに納得できない。

私は、結婚後、市役所で国民年金に任意加入する手続きを行い、国民年金保険料を、市役所や村役場で納付していた。その間、何度も転居したが、その都度住所変更手続きを行い、保険料を納付していたのに、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、結婚後、国民年金に任意加入する手続きを行い、何度も転居しながら、その都度国民年金保険料を納付していたと主張している。確かに、申立人の所持する年金手帳によると、申立期間②の途中で転居しているものの、申立人は、適切に住所変更手続きを行っているほか、申立期間②の前後の保険料を納付しており、その前後を通じて夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②は、2か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間のうち、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、住所変更手続き及び種別変更手続きを、複数回適切に行っているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行ったとするその両親は、既に他界しており、申立期間①当時の加入状況が不明である。

また、申立人は、その両親が、昭和45年*月ごろ、国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年4月に払い出されており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立期間①については、国民年金の加入の届出はなされておらず、申立期間①は未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、新たな証言もなく、申立人から新たな資料が提出されたものの、申立人が申立期間①当時、国民年金に加入し、申立期間①の保険料を納付していた確証を得ることはできず、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの期間及び63年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から54年3月まで
② 昭和63年8月

私は、20歳になった昭和51年ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、現在所持している年金手帳が発行されたと思う。

申立期間①の国民年金保険料については、私が納付書により区役所で納付していた。昭和52年7月に勤めを辞め、転居した後も、欠かさず保険料を納付していた。

申立期間②の国民年金保険料については、私の妻が必要な手続を行い、納付書により夫婦二人分の保険料を納付しており、私だけ未納のはずはない。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、20歳になった昭和51年ごろ、国民年金の加入手続を行い、加入時から継続して国民年金保険料を自ら納付書で納付していたと主張している。この主張について、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、51年11月から同年12月ごろと推認され、申立人は、同年10月から56年3月までの期間においては、申立期間①を除いて、厚生年金保険加入期間を含めて国民年金保険料をすべて納付していることから、不自然な点は見当たらない。

ちなみに、厚生年金保険加入期間に納付していた8か月分の国民年金保

険料については、後に還付されている。

また、申立期間①の前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、申立期間直後の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの保険料を一括で現年度納付しており、12 か月と短期間である申立期間①の保険料についても、納付したと考えるのも不自然ではない。

- 2 申立期間②について、申立人は、その妻が夫婦二人分の種別変更手続を行った上で、国民年金保険料も納付したと主張している。この主張について、申立人は、昭和 57 年 8 月ごろにその妻と同時に国民年金の加入手続を行っていることが確認でき、結婚後において保険料の納付日が確認できる範囲では、夫婦は同一日に保険料を納付していることが認められることから、不自然な点は見当たらない。

また、申立人の妻は、昭和 63 年 10 月ごろに、申立人の離職に伴う第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更の手続及び申立人の再就職に伴う第 1 号被保険者から第 3 号被保険者への種別変更の手続を同時に行った後、申立期間②の国民年金保険料を納付していることがオンライン記録からうかがえることから、夫婦二人分について必要な加入手続を行い、二人分の保険料を納付したとする申立内容は基本的に信用でき、申立人についても国民年金に加入の上、保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②は 1 か月と短期間である上、申立人がその妻と同時に国民年金に加入手続をした後においては、国民年金保険料の未納は無く、離職や就職に伴う切替手続も適切に行っていることが認められ、年金に対する意識が高いことがうかがえる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から同年6月まで

私が20歳になった昭和48年*月ごろに、父親が、私の国民年金の加入手続を行ったはずである。その後、私が結婚するころまで、父親が、私の国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和48年*月ごろに、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、同年4月ごろと推認でき、その時点において、申立期間は、保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその父親は、国民年金加入期間中の保険料をおおむね納付している上、特例納付により保険料を納付している期間があるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立人の申立期間後の国民年金保険料はすべて納付済みとされていることから、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人の父親が、加入当初の4か月と短期間である申立期間の保険料を納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 8 月ごろに、友人の勧めで国民年金の任意加入手続きを行い、私が国民年金保険料を納付していた。その後、私は海外に在住することになったため母親に保険料の納付を依頼した。60 年 4 月に私が海外から帰国した後に、母親から、「海外に在住する人は国民年金に加入できないため、58 年 4 月以降の保険料は納付していない。」と言われたため、私は年金手帳を持参して区役所で国民年金の再加入手続きを行ったが、その際、窓口の担当職員に、「なぜ海外在住者は保険料を納付することはできないの。」と尋ねたことを鮮明に憶えている。申立期間の保険料については、再加入手続き後に自宅に送られてきた納付書により、3 か月分で 2 万円ぐらいの保険料を郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、海外に在住していた期間について、その母親に自分の国民年金保険料の納付を依頼していたが、昭和 60 年 4 月に海外から帰国した後に、母親から海外に在住する人は国民年金に加入できない旨の話を聞いたため、区役所で国民年金の再加入手続きを行ったとしており、申立人が国民年金に再加入した動機は明確であるとともに、その手続きの際の窓口の担当職員とのやり取りを具体的かつ鮮明に記憶していることから、申立人の主張には信憑性がある。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、自宅に送付されてきた納付書により郵便局で納付していたと主張しているところ、保険料を納

付していたとする郵便局は当時実在し、納付書により保険料を納付することが可能であったことが確認できる上、申立人が居住していた地域では、3か月単位で保険料の収納が行われていたこと、及び申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、昭和52年に国民年金に任意加入している上、申立期間以外に国民年金加入期間の国民年金保険料の未納記録は無く、種別変更手続も適切に行っていることから、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から62年3月まで

私は、昭和60年12月に会社を退職した後、しばらくしてから区役所に行き、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私の妻が納付書により郵便局や金融機関の窓口で納付しており、保険料をまとめて納付した記憶はあるものの、納付書が送付されてくれば必ず納付するよう心掛けており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年12月に会社を退職し、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、しばらくしてから国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号が払い出された国民年金被保険者の納付記録等から、62年7月以前に払い出されていることが推認でき、この時点で申立期間の保険料はさかのぼって納付することが可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される当時、申立人が居住していた区において、手帳記号番号の払出日の属する年度より前の年度の国民年金保険料を過年度納付している例が多数見られることから、申立人に対しても過年度納付書が発行された可能性が考えられる。

さらに、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料未納の記録は無く、申立期間後の保険料をすべて納付済みであり、前納している期間も見られることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年1月から同年3月までの期間、同年7月から同年8月までの期間及び42年11月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月から38年3月まで
② 昭和38年7月から同年8月まで
③ 昭和40年1月から同年3月まで
④ 昭和42年11月から43年3月まで

私は、勤めを辞め自営業を始めたので、昭和37年7月ごろ区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料の納付方法、納付金額や納付頻度については、思い出せないが、退職金も多かったので、保険料の納付に困ることはなかった。

申立期間④については、自宅近くの区役所で国民年金保険料を納付した際、窓口の担当者が国民年金手帳に判子を押し、スタンプのようなものを貼っていたことを記憶している。

私は、国民年金保険料については未納が無いよう欠かさず納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和38年1月から同年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日などから、申立人は同年1月ごろ国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、加入手続を行いながら、直後の期間が未納とされているのは不自然であり、当該期間の国民年金保険料を納付していた可能性が考えられる。

申立期間②については、直前の納付済期間に連続する期間であり、申立人の住所に変更は無く、2か月と短期間である当該期間のみが未納とされているのは不自然であり、国民年金保険料が納付されていた可能性を否定できない。

申立期間④については、申立期間の前後の期間は納付済みである上、申立人の住所や職業等に変更は無く、当該期間は5か月と短期間であり、国民年金保険料の納付が継続していたと考えても不合理とまでは言えない。

また、申立人は申立期間④当時、「自宅近くの区役所で納付した際、窓口の担当者が国民年金手帳に判子を押し、スタンプのようなものを貼^はっていたことを記憶している。」と述べており、当時、申立人が居住していた市では、印紙検認方式による保険料の収納が行われていたことが確認できる。

2 一方、申立期間①のうち、昭和37年7月から同年12月までの期間については、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される時期からすると、さかのぼって国民年金保険料を納付することとなるが、申立人に納付場所や納付方法等についての具体的な記憶が無く、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間③については、申立人から退職後の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付方法についての具体的な供述を得ることができず、申立期間③後の昭和40年度の保険料については、現年度納付が可能な最終月である昭和41年4月にまとめて納付されている記録がみられることに加え、特殊台帳の記録では申立期間③の欄に時効消滅と記載されていることなどを考え合わせると、申立人が申立期間③の保険料を納付していたとする心証を形成することは難しい。

さらに、申立人が申立期間①のうち昭和37年7月から同年12月までの期間及び申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年1月から同年3月までの期間、同年7月から同年8月までの期間及び42年11月から43年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの期間、51年1月から同年3月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から46年3月まで
② 昭和48年10月から49年3月まで
③ 昭和51年1月から同年3月まで
④ 昭和52年4月から53年3月まで
⑤ 昭和54年4月から61年3月まで

私の国民年金の加入手続は、母親が行ってくれた。加入当初の国民年金保険料についても、母親が負担の上、納税組合を通じて納付してくれていたと思う。その後、昭和46年4月からAを開業したので、母親へお金を渡し、保険料を納付してもらっていた。時期は不明だが、市役所で保険料の未納を指摘され、何度かまとめて納付した記憶がある。

昭和49年10月に結婚した後においては、前夫が家計を管理していたので、詳しいことは分からないが、前夫が市役所で国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

申立期間について、保険料が未納又は国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が結婚する前の申立期間②について、その前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立人の住所や職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、6か月と短期間である申立期間②の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料に

ついて、申請により免除を受けた後、48年5月から同年11月に追納していることが確認でき、申請免除の期間の保険料を追納していた申立人が、申立期間②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人が結婚した後の申立期間③及び④について、申立人の国民年金保険料を納付していたとする前夫から、市役所で申立人の保険料を納付していたとする旨の証言を得ていることに加え、申立期間③及び④はそれぞれ3か月及び12か月と短期間であること、当該期間当時における申立人の前夫の厚生年金保険の標準報酬月額から申立人の保険料を負担する資力はあったものと考えられること、申立期間③については、その前後の保険料は納付済みであることを考え合わせると、申立人が申立期間③及び④の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

2 一方、結婚前の申立期間①について、申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、納税組合を通じて国民年金保険料を納付していたと述べている。しかし、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間①の保険料を納付していたとする申立人の母親は既に他界しているため、保険料の納付状況が不明であることに加え、申立人の国民年金加入手続き時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日などから、昭和46年4月から47年12月までの間と推認され、申立期間①の保険料については過年度納付により納付しなくてはならなかった可能性が高く、納税組合を通じての過年度納付は困難であったと考えられる。

また、申立期間⑤について、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその前夫からは、納付状況に関する具体的な証言を得られないほか、オンライン記録では、申立人の前夫が、昭和53年4月に離職した後、同年6月に再就職するまでの期間については、厚生年金保険に加入していなかったため、その時点において、強制加入被保険者とされていた申立人が申請により保険料の免除承認を受けた後、申立人の前夫の再就職により再び任意加入被保険者となった申立人が被保険者資格を喪失したことが確認できる。

さらに、申立期間①及び⑤の国民年金保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、他に保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの期間、51年1月から同年3月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで

私は、20歳に達したころ、父親に勧められ、国民年金の加入手続きを行った。

平成4年11月から8年3月までの期間は、大学生であり、国民年金保険料の免除を申請し、その期間については、保険料納付の免除が認められていたと思っていた。

その後、平成14年7月に、免除されている期間の国民年金保険料を、妻が一括で追納した。

申立期間の国民年金保険料が、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、20歳に達した直後の平成4年12月に、平成4年度の国民年金保険料の免除の申請が認められ、その後も、年度の当初である平成5年5月及び6年5月に、それぞれ、平成5年度及び6年度の保険料の免除の申請が認められており、その後、これらの期間の保険料を一括して追納しているなど、申立人の国民年金に関する意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、20歳となった平成4年*月から、大学を卒業した8年3月までの間、毎年度、国民年金保険料の免除の申請を行っていたとしており、オンライン記録でも、20歳に達した年度から、申立期間を除いて、毎年度、免除の申請を行っていたことが確認できることから、申立期間についても、申立人が保険料免除の申請を行っていたものと考えても不自然では無く、申立人は、申立期間の前後を通じ、その両親の仕事に変化は無く、収入状況に変化は無かったとしているため、その申請が認められてい

たとえても特段不合理では無い。

- 2 一方、申立人は、その妻が、申立期間を含む平成4年11月から8年3月までの期間について、14年7月に国民年金保険料を追納したとしているが、その妻が保険料を追納したのは1回であるとしており、その追納したとする時期及び金額は、記録上、既に追納されている4年11月から7年3月までの保険料の追納額と一致しているため、その妻が、申立期間の保険料までも追納したとは考え難い。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月から46年3月まで
② 平成3年5月から同年7月まで

申立期間①について、私の夫は昭和40年9月に会社を退職後、41年11月にA事務所を開設した。その後、区役所の男性職員が来訪し、国民年金への加入を勧められたので、先に夫の加入手続を行った。その時期は、私の父親が他界した後の42年10月ごろであったと思う。遅れて私の加入手続を行ったが、夫婦で加入手続時期が違う理由は、家を新築したため、夫婦同時に加入しても国民年金保険料を納付する余裕がなく、夫の仕事が軌道に乗ったところで私が加入したことによるものである。

国民年金保険料の納付については、私が区役所の窓口又は金融機関で必ず二人分の保険料を納付していたことは確かである。申立期間①について、夫の保険料は納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②について、私は、平成3年5月から同年7月までの付加保険料を含めた領収書の控えを所持しているので、間違いなく定額保険料と共に付加保険料を納付している。付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から昭和46年4月と推認される。当時は第1回の特例納付が実施されていた期間であり、申立人は申立期間①の国民年金保険料を納付すること

が可能であった期間であったと認められる。

また、申立人の夫は、昭和 41 年 9 月から 44 年 3 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を第 1 回特例納付により納付しており、46 年 3 月までのほかの期間についても過年度納付及び現年度納付をしていることが特殊台帳から確認できる上、納付日等が確認できる範囲で夫婦は同一日に保険料を納付していたことが確認できることから、申立人の、その夫が営む A 事務所の経営が安定した時期に夫に遅れて自らの国民年金の加入手続を行い、夫の分と一緒に保険料を納付したとする説明に不合理な点は見当たらず、申立期間①の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、加入手続後においては、国民年金保険料の未納は無く、付加保険料を長期間納付している上、国民年金基金にも加入するなど保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

- 2 一方、申立期間②について、申立人は、平成 3 年 5 月から同年 7 月までの付加保険料を含めた領収書を所持しているので、定額保険料と共に付加保険料を納付していると主張しており、確かに、申立人は、当該領収書から申立期間②の付加保険料を納付していることが確認できる。

しかし、オンライン記録においては、申立人は、平成 3 年 5 月 1 日に国民年金基金に加入していることが確認でき、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）の第 87 条の 2 第 4 項において、付加保険料を納付している者が国民年金基金の加入員となったときは、その加入員となった日に、付加保険料を納付する者でなくなった申出をしたものとみなすとされていることから、申立人は、申立期間②については、付加保険料を納付することを辞退した者として取り扱われることになったと考えられる。現にオンライン記録においても、申立人に対して納付済みの申立期間②の保険料のうち付加保険料が還付されていることが確認でき、当該記録に不自然さは見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 9 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年2月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年2月から同年5月まで
② 昭和59年9月から同年11月まで

私は、19歳のときに退職して厚生年金保険の被保険者資格を喪失したが、両親から年金制度の重要性や必要性について聞かされていたこともあって、厚生年金保険に加入していない期間は国民年金に加入しようと考え、時期は思い出せないが自分自身で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、自宅に届いた納付書で納付したはずだが、その時期や保険料額などを思い出すことはできない。申立期間①の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②については、昭和59年8月に会社を辞め、新しく会社を設立する準備をした時期である。会社を設立し厚生年金保険の適用を受けるまでは、国民年金に加入しなければならないと考え、やはり自分自身で国民年金の加入手続を行った。加入手続の際、年金手帳について確認された憶えは無く、納付した国民年金保険料についても保険料額などを具体的に思い出せない。申立期間②が国民年金に未加入とされ保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和57年12月に退職によって厚生年金保険被保険者資格を喪失したが、両親の話などから年金制度の重要性や必要性を感じていたことから、厚生年金保険に加入していない間は国民年金に加入しようと考え、自分自身で国民年金の加入手続を行ったと述べている。申立人の国民年金手帳記号番号の直前の番号の被保険者が58年4月

に任意加入していることから、申立人は同年同月ごろ国民年金の加入手続を行ったと推認され、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同年*月に20歳になり国民年金の加入資格を得た申立人が国民年金の加入手続を行ったと考えても不合理ではない。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料については、自宅に届いた納付書で納付したと述べており、申立人のオンライン記録から昭和60年2月6日に納付書が発行されたことが確認でき、当該納付書は、申立期間①に係る過年度納付書であったと考えられることから、申立人が当該納付書により申立期間①の保険料を納付したと考えても不自然ではないことに加え、申立期間①は4か月と短期間である。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間①同様、厚生年金保険と厚生年金保険の間は、国民年金に加入しようと考え、加入手続を行ったと述べている。しかし、仮にこの時点で申立人が国民年金の加入手続を行ったのであれば、再加入手続となり、申立期間①において払い出された国民年金手帳記号番号が継続して使用されることとなるが、申立人には、手続に際し年金手帳を提出した記憶も、年金手帳の所在について確認された記憶も無い。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡が見当たらないことに加え、申立人は申立期間①から②にかけて継続して同一の市に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出される特段の事情も見当たらないことを考え合わせると、申立期間②について、申立人は国民年金の加入手続を行ったと考えることは難しく、当該期間は未加入期間であり国民年金保険料を納付することができない期間であると考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年2月から同年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの期間、57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 58 年 10 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められ、56 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から同年 7 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 58 年 4 月から同年 7 月まで
⑤ 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 51 年に私の夫に勧められて国民年金に任意加入した。国民年金保険料については、付加保険料も含め、61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまで欠かさず納付していた。

申立期間①、③及び⑤の国民年金保険料及び付加保険料が未納とされていること、申立期間②及び④の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

申立期間①については、日本年金機構の説明では、国民年金保険料を納付することができない時期に納付したとして、私の夫の銀行口座に還付した記録になっているとのことだが、Aであった夫は預金通帳をすべて保管しており、還付したとするその時期の預金通帳も残っているが、還付金が振り込まれた形跡は見当たらない。申立期間①の保険料を還付したというのであれば、具体的な口座番号を教えてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 51 年にその夫に勧められて国民年金に任意加入し、61

年4月に年金制度が改正されるまでの10年間、付加保険料を含め欠かさず国民年金保険料を納付していたとしている。現に申立人は、当該期間において、申立期間の18か月を除き、付加保険料を含めて保険料を納付していたことが確認でき、申立人の国民年金に関する意識及び保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間を通じて申立人の住所やその夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない。

さらに、申立期間⑤の終期である昭和59年3月に近接する同年12月に、申立期間③と④の間である57年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料について、付加保険料を含め未納から納付済みに記録訂正されていることが確認でき、申立期間が55年7月から59年3月までの3年数か月の間に集中していることを踏まえると、申立期間すべてについて、行政側の記録管理が適切に行われなかった可能性を否定しきれない。

- 2 申立期間②、③、④及び⑤について、申立人は前後の期間は納付済みであり、申立期間は申立期間②、③及び④が3か月、申立期間⑤が6か月と、いずれも短期間である。

また、申立期間②は、付加保険料を納付する場合の前提となる定額保険料はオンライン記録では現年度で納付済みであり、納付意欲の高い申立人が定額保険料を納付しながら付加保険料のみ未納にしたとは考え難い。

さらに、申立期間④については、定額保険料は記録の上では、現年度納付とされていないものの、1で述べたように、申立期間に近接する期間に記録訂正が行われていることを考え合わせると、定額保険料が過年度納付とされている記録自体に疑問があり、申立期間②同様、納付意欲の高い申立人は定額保険料も含め付加保険料を納付したと考えても不自然ではない。

- 3 申立期間①について、還付整理簿によれば、申立期間①の国民年金保険料は昭和58年2月に「納期限後の納付」として還付された記録となっている。仮に、この記録どおり納期限後の納付であったとするならば、申立人は57年11月以降に申立期間①の保険料を納付したこととなる。

しかし、申立期間①の国民年金保険料が還付された時点で、記録上充当可能な期間があるにもかかわらず、全額還付が行われている行政側の記録は、当該還付記録を疑わせる事実と考えられること、また、申立人は、国民年金に任意加入していた10年間において、オンライン記録上、国民年金保険料を過年度納付したとされているのは昭和58年4月から同年6月までの3か月のみであり、当該期間については前述のとおり記録管理が適切に行われていなかった可能性も否定できないことを踏まえると、申立人の保険料の納付状況等から、この3か月のみの保険料が納付期限から2年以上

も経過した後に納付されたとは考え難い。

また、還付整理簿には、還付金を申立人の夫の銀行口座に振り込んだことをうかがわせる記載が確認できる。しかし、申立期間①当時開設していた申立人の夫の預金口座（3口）のいずれにも、還付が行われたとする昭和58年2月に当該還付金相当額が国庫金として振り込まれた形跡は認められない。申立人は、「夫がAであったこともあり、当時使っていた預金通帳はすべて保管している。当時使っていたのはその3口座だけである。」と述べており、給与、光熱費等日常生活に必要な入出金が、3口座のいずれかにおいて行われていることを考え合わせると、申立人の説明には合理性が認められる。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、③及び⑤の国民年金保険料を付加保険料を含め納付していたものと認められ、申立期間②及び④の付加保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4457

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から40年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から40年1月まで

私は、前職を昭和39年10月に退職後、義兄が社長をしている会社に就職し、その会社から別の会社に出向した。出向先の会社では、すぐには厚生年金保険に加入することはできず、40年2月に加入できるまでの間、義父に依頼し、国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付をしてもらっていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、それまで勤めていた会社を昭和39年10月に退職してから、出向先の会社で40年2月に厚生年金保険に加入するまでの間に、その義父に依頼し、国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付をしてもらったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、同年1月ごろと推認されることから、申立内容と一致する上、国民年金の加入手続を行っておきながら、4か月という短期間の保険料を一度も納付していないのは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金基金の掛金も納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から40年3月までの期間及び同年9月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月から40年3月まで
② 昭和40年9月から43年3月まで

私は、いつごろ国民年金の加入手続を行ったかは思い出せないが、夫婦一緒に加入手続を行い、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間①及び②の保険料については、当時「2～3万円のまとまった保険料を納付する。」と妻から聞き、夫婦二人分の保険料を妻がさかのぼってまとめて納付したはずである。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、その妻が夫婦二人分をさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、その妻の特殊台帳では、昭和40年4月から41年12月までの期間及び43年1月から同年3月までの期間について、第1回特例納付により保険料を納付していることが確認できる上、申立人は、申立期間①及び②は国民年金の強制加入期間であるとともに、その妻が納付したとする保険料額は、その妻の前記期間の保険料に合わせて申立人の申立期間①及び②の保険料を当該特例納付により実際に納付した場合の金額とおおむね一致していることから、その妻が申立期間①及び②の保険料を特例納付により納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、第1回特例納付が実施されていた期間は厚生年金保険に加入しており、標準報酬月額が最高等級で推移していることから、申立期間①及び②の国民年金保険料を特例納付により納付できるだけの資力を有して

いたものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、その妻も申立人が厚生年金保険に加入した際には任意で国民年金に加入するなど、夫婦共に保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から49年2月まで

私は、昭和49年2月から同年4月ごろ、私の父親に国民年金への加入を勧められ、父親が市役所で国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料については、私が2,000円ぐらいを父親に渡し、父親が市役所で納付したと思う。当時、父親から領収書のようなものを見せられた記憶があり、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年2月から同年4月ごろ、その父親から、「年金は将来のため支払えるところは支払っておいた方がよい。加入手続をして保険料を支払ってくる。」と言われたので、国民年金保険料として2,000円ぐらいをその父親に渡し、保険料を納付したと主張しているところ、その父親は、申立期間直後の同年4月に第2回特例納付及び過年度納付を行い、その母親も同時に特例納付及び過年度納付を行っていることが確認できることから、申立人の主張には信憑性が感じられ、その父親が同時期に申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと考えても不自然ではない。

また、申立人は、3か月分の国民年金保険料として、2,000円ぐらいをその父親に渡し、父親が市役所で保険料を納付したと主張しているところ、申立人がその父親に渡したとする保険料額は、申立期間当時の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の父親は、国民年金制度発足当初から60歳到達時まで国民年金保険料を完納していることから、納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの期間及び60年1月から61年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から同年3月まで
② 昭和60年1月から61年9月まで

私は、自営業を始めた昭和39年ごろに、区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間①当時は、私又は妻が、納付書により夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間②当時は、区役所の出張所で、納付書により私一人分の保険料を納付していた。申立期間①及び②当時の1か月の保険料額は、6,000円から7,000円ぐらいであった。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、郵便局で納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、当時、申立人が申立期間①の保険料を納付していたとする郵便局は実在し、納付書による保険料の収納が行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間①当時、申立人又はその妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その妻の保険料は納付済みとなっていることが確認でき、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

2 申立期間②について、申立人が国民年金保険料を納付書により納付して

いたとする区役所の出張所は当時実在し、現年度保険料の収納業務が行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人が納付していたとする国民年金保険料月額、申立期間②の保険料月額とおおむね一致することから、申立内容に不自然さは認められない。

3 申立人は、申立期間①及び②を除いて、国民年金加入期間の国民年金保険料がすべて納付済みとなっている上、特例納付を行っている期間も見られることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間①は3か月と短期間であり、申立期間②は21か月と比較的短期間である。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から43年3月まで

私は、昭和42年12月に会社を退職後しばらくして、国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が、退職してから未納となっていた分も含めて納付書により郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年12月に会社を退職後しばらくして、国民年金の加入手続を行い、退職してから未納となっていた分も含めて国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月日及び申立人の手帳記号番号の後の番号の被保険者の納付記録から、44年6月又は同年7月ごろと推認でき、その時点では申立期間の保険料については過年度納付により納付することは可能であった上、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料の未納期間は存在しない上、付加保険料を納付している期間もあることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間は1回、かつ4か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月から同年5月まで

私は、平成4年2月ごろ会社を退職して間もなく、母親からの勧めもあり、当時居住していた市の社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、加入手続後、納付書が届いたので、納付書により金融機関で納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成4年2月ごろ、勤め先を退職したばかりで、次の就職先も決まっていなかったため、母親から将来のためにも国民年金に加入しておいた方が良くと勧められたので、自身で加入手続を行い、金融機関で納付書により国民年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、その母親からは同様の証言が得られている上、申立人が保険料を納付したとする金融機関は当時実在し、保険料の収納業務を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人と当時同居していたその弟は、厚生年金保険加入期間以外のすべての期間について国民年金に加入し、保険料を納付している。

さらに、申立人は国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、その母親も付加保険料を納付している期間が見られるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間は1回、かつ4か月間と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年1月から同年3月まで
② 昭和49年4月から51年3月まで

私が20歳となった昭和43年*月に、母親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。その後、48年9月に結婚した際、夫が婚姻手続等と併せて国民年金に関する手続きを行い、私達夫婦二人分と同居していた義姉の3人分の保険料を納付してくれていた。私は、一緒に納付していた夫及び義姉の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、その夫が、国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人と義姉の3人分の国民年金保険料を納付してくれていたとしている。申立人が当時居住していた区における国民年金への加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立期間当時より遅い昭和51年7月と推認できることから、申立期間の保険料は、同年同月時点では過年度納付することになるものの、納付可能な期間であることに加え、現に同年4月から同年6月までの保険料は納付済みとされていること、及びその夫は、同年7月以降、申立人の定額保険料に付加保険料を加えて納付するとともに、自身の保険料についても、同年同月以降、付加保険料の納付を開始し、その姉の保険料についても、同年10月以降、付加保険料を含めて納付していることから見て、申立人について過年度保険料の未納をそのまま放置するとは考えにくいこと、並びにその夫は、保険料を当時居住していた区において、その存在が確認され

ている集金人に納付し、その後、納付書で納付したと述べていることを考え合わせると、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその夫は、30年以上にわたり国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、前述したように、その夫自身、申立人及びその義姉の3人分の付加保険料も納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、申立期間当時、その夫はA業を営んでおり、その経営状況は良好であったとしていることから、国民年金保険料を納付するだけの資力があつたものと推認される。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親から当時の納付状況等を聴取することができないことから、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得時期から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和43年8月と推認されることから、同年同月において、申立期間①の国民年金保険料を納付するには、過年度納付することになるが、現在は納付済みとなっている43年4月から44年3月までの期間の保険料が加入当時は免除されていたことから、同期間より前の期間である申立期間①の保険料をさかのぼって納付していたとは考えにくい。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成7年4月29日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月15日から38年1月1日まで
② 昭和56年5月21日から同年6月1日まで
③ 平成7年4月29日から同年5月1日まで

私は、昭和32年7月1日から37年12月までB社に勤務していたが、厚生年金保険の資格を喪失した同年12月が被保険者期間となっていない。また、48年5月1日から56年5月まではC社、63年7月1日から平成7年4月まではA社に勤務しており、いずれの期間についても給与明細から入社月から退職月までの厚生年金保険料が控除されていることが確認できている。申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、雇用保険被保険者記録及び申立人から提出のあった平成7年分給与所得の源泉徴収票には、申立人のA社における退職日は平成7年4月30日と記載されている。

また、A社の元専務は、同社は倒産したため、当時の資料は無いが、源泉徴収票に記載されている平成7年4月30日が申立人の退職日であると回答している。

さらに、申立人から提出のあったA社の給料支払明細書において、申立

人が入社した昭和 63 年 7 月分から退職した平成 7 年 4 月分の給与まで、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、同社の元専務も、同年 4 月の保険料を控除していた旨を回答していることから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記の平成 7 年 4 月分の給料支払明細書の保険料控除額から 50 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、元専務は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②について、申立人は、資格を喪失した月を被保険者期間として認めてほしい旨を申し立てているが、厚生年金保険法において、資格喪失の時期は、事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者の資格を喪失し、被保険者期間については、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされている。

申立期間①については、B社は既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、当時の事業主も死亡していることから、同社から申立人の退職日を確認することはできなかったが、オンライン記録において、申立人は、昭和 37 年 12 月 15 日に同社で厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同日にD事業所で同資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、B社を退職後にD事業所に勤務し、両事業所に同時には勤務しておらず、B社には月末までは勤務していなかった旨を述べている。

申立期間②については、C社を合併したE社が保管していた申立人の社員名簿において、退職年月日が昭和 56 年 5 月 20 日と記載されている上、雇用保険被保険者記録においても離職日が同日になっていることから、申立人が当該期間にC社に在職していたことが確認できない。

また、申立人から提出のあったC社の入社月及び退職月の給料支払明細書において、双方から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、これについてE社は、保険料の控除は当月控除であるが、給料支払明細書を見る限り、退職月には保険料を控除してはいけなかったものを誤って控除した旨を回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年2月27日から同年4月1日までの期間について、当該期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年2月27日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2,400円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和23年4月25日から同年5月1日までの期間について、船員保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における船員保険被保険者記録のうち、資格喪失日（同年4月25日）及び資格取得日（同年5月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月2日から23年4月1日まで
② 昭和23年4月25日から同年5月1日まで
③ 昭和25年9月15日から同年11月1日まで

私は、昭和21年3月にC校（現在は、D大学）を卒業し、同年4月にA社に入社し、63年12月31日に退職するまで一貫して同社で勤務していた。年金の裁定請求時に、26年5月1日以前の記録が欠落していることが分かり、船員手帳を保管していたため、その時に一部のみ船員保険被保険者期間として認められたが、それ以外は認めてもらえなかった。

初任地はE県のFであり、その後G海への2、3週間の航海を繰り返し、昭和26年5月1日から陸上勤務となったので、欠落期間について調査して年金の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和23年2月27日から同年4月1日までの期間について、B社の回答及び人事記録から、申立人が船員としてA社に在籍していたことが確認できる。

また、申立人が保管している船員手帳の船員保険関係のページにおいて、A社に係る船員保険の資格取得日が昭和23年2月27日と記載され、同日以後の25年9月15日に船員保険の資格を喪失するまでの標準報酬月額の変更の記載が確認できるとともに、同社の社名及び角印の押印が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和23年2月及び同年3月の標準報酬月額については、申立人の船舶Hにおける同年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2,400円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、A社に係る船員保険被保険者名簿の記録では、同社において昭和23年4月25日に船員保険の資格を喪失後、同社において同年5月1日に再度資格を取得しており、申立期間②の被保険者記録が無い。

しかし、B社の回答及び人事記録並びに船員手帳の記録から判断すると、申立人は当該期間において同社で継続して勤務していたと認められる。

また、申立人に係る被保険者台帳には、申立人のA社における被保険者資格の再取得日である昭和23年5月1日は、標準報酬月額の変更日として記載されており、当該記載を前提にすると、事業主が申立人について同年4月25日に資格を喪失した旨及び同年5月1日に再度資格を取得した旨の届出を行ったとは考え難い。

さらに、上記船員保険被保険者名簿及び申立人に係る船員保険被保険者台帳には、資格取得日の記載が無く、社会保険事務所における申立人に係る年金記録の管理が十分になされていたとは言い難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、船員保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社に係る船員保険被保険者記録のうち資格喪失日（同年4月25日）及び資格取得日（同年5月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

申立期間①のうち昭和 21 年 4 月 2 日から 23 年 2 月 27 日までの期間について、申立人と同様に C 校を卒業し 21 年 4 月に A 社に船員として入社したとする複数の同僚は、配属先や担当業務が異なっているが、いずれも入社から数箇月から数年後に船員保険又は厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録となっており、同社において、船員保険又は厚生年金保険について、入社と同時に加入させておらず、取扱いも一定ではなかった事情がうかがえる。

申立期間③については、上記の船員手帳の失業保険金支給関係のページにおいて、昭和 25 年 9 月 22 日に減船のため離職し求職の申込みをした旨の記載があるところ、申立人は、A 社の関連会社である I 社（現在は、B 社）において船舶 J に乗船するまでの期間について、失業保険を受給した記憶があると述べている。

また、上記の船員手帳の記録では、申立人の船舶 J の雇入期間は昭和 25 年 10 月 31 日から 26 年 5 月 16 日までと記載されているが、I 社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人は船長として 25 年 11 月 1 日に 7 名の同僚と同時に資格を取得しており、申立人に係る船員保険被保険者台帳の記録とも一致していることが確認できる。

このほか、申立期間①のうち、昭和 21 年 4 月 2 日から 23 年 2 月 27 日までの期間及び申立期間③について、申立人の当該期間における船員保険料又は厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者又は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料又厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成4年3月から5年6月までは41万円、同年7月から6年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月21日から7年2月21日まで

私は、A社において、財務及び経理担当の取締役であったが、同社に勤務していた期間の標準報酬月額が低すぎる事が判明した。以前、年金記録確認B地方第三者委員会から、同社の元常務取締役の年金記録確認に係る問い合わせを受けたときには気が付かなかったが、自分の年金記録にも関連すると思うので、調査して、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年3月から5年6月までは41万円、同年7月から6年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは59万円と記録されていたが、申立人が同社の被保険者資格を喪失した同年2月21日より後の同年2月28日付けで、4年3月から6年10月までは8万円、同年11月から7年1月までは9万2,000円にさかのぼって減額されていることが確認できる上、代表取締役及び取締役1名についても申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、当該処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、C年金事務所が保管する滞納処分票により、訂正処理が行われた当時、A社が社会保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、訂正処理が行われた当

時、同社の取締役であったことが確認できるが、同僚であった取締役は、同社は社長のワンマン経営であり、役員には何も権限は無かった旨を述べていることから、申立人が同社の社会保険事務に権限を有していたとは考え難い。

加えて、当時の代表取締役は既に死亡しているため、訂正処理に関する事情を聴取できない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成4年3月から5年6月までは41万円、同年7月から6年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成6年8月から同年10月までは53万円、同年11月から8年6月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から8年7月31日まで

社会保険事務所の職員と面談して年金記録を確認したところ、私がA社の役員として勤務していた期間の標準報酬月額がさかのぼって9万2,000円に減額されている。しかし、当時の役員報酬は50万円ぐらいあり、不当な減額である。市民税県民税納税通知書及び市民税県民税課税計算明細書を提出するので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年8月から同年10月までは53万円、同年11月から8年6月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年7月31日）と同日付けで6年8月までさかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人から提出のあった平成6年から9年までの市民税県民税課税計算明細書により、申立人は申立期間において給与収入額が840万円から700万円あったことが確認できる。

さらに、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、事業主は、「申立人は取締役であったが、経営及び業務に携わっておらず、社会保険関係の事務にもかかわっていない。」と供述しているほか、元従業員も、「申立人は、ほとんど出勤することは無く、社会保険関係の事務に関与していたことは考えられない。」と供述し

ていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な理由はなく、申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年8月から同年10月までは53万円、同年11月から8年6月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年9月1日までの期間について、事業主は、申立人が同年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社D工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年4月1日から同年10月1日まで

私は、昭和20年3月に工業高校を卒業し、学徒動員解除となって、同年4月にA社B製作所に就職し、同年8月の終戦後、同年9月末に解雇となった。

この期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が卒業したとする工業高校の同級生で、申立人と同じ会社に学徒動員として勤務していた複数の者は、申立人が、昭和20年3月に同校を卒業し、同年4月1日に就職した旨を述べている。

また、A社の現在の人事部門であるC社が提出した、「B製作所関係厚生年金保険被保険者名簿（終戦時）」に申立人の氏名、生年月日が確認できるところ、当該名簿に記載されている複数の被保険者の資格喪失日は昭和20年9月1日となっており、ほかの日付で資格喪失している者は見当たらない。

これらのことから、申立人が、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年9月1日までの期間にA社B製作所に勤務していたことが認められ

る。

一方、A社B製作所の被保険者が記載されている同社D工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の名前は見当たらない。

しかしながら、上記の被保険者名簿は、記載内容から更新された名簿であると考えられるが、資格取得日順に記載されておらず、厚生年金記号番号及び標準報酬月額が記載されていない者や、欄外に記載されている者もあることから、申立期間当時、当該被保険者名簿が通常の事務処理において作成されたものとは考え難く、何らかの事情により消失し、復元された名簿であると考えられる。

このことについて、日本年金機構E事務センターは、上記の被保険者名簿が資格取得日順に記載されていない理由は不明であり、このほかに保管しているA社D工場に係る被保険者名簿は無いと回答している。

さらに、A社は、本社工場以外の工場を昭和20年9月に閉鎖したとしており、上記の被保険者名簿によると、終戦時まで在籍していた全員が同年9月1日に資格を喪失していることが確認できることから、同社D工場が同日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、A社D工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年9月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額は、申立人が「本俸が45円で諸手当を合計すると60円だった。」と供述しているほか、A社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立人と同年齢の被保険者の標準報酬月額を調査した結果を考慮すると、50円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年9月1日から同年10月1日までの期間については、A社D工場は、上記被保険者名簿の記録から、同年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったと考えられる上、同社によると、同社D工場は終戦直後の同年9月に閉鎖したと回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年3月16日から同年5月1日までの期間及び32年11月12日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社Fにおける厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を31年3月16日に、同社Gにおける同資格の取得日に係る記録を32年11月12日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、31年3月及び同年4月は1万円、32年11月は1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和24年11月1日から25年2月10日まで
③ 昭和31年3月16日から同年5月1日まで
④ 昭和32年11月12日から同年12月1日まで

私は、申立期間①はBで、申立期間②はCで勤務したほか、昭和29年7月13日にはD社（現在は、A社）に入社し、37年5月16日に退職した。これら勤務した期間のうち、B及びCでの勤務期間並びにA社での勤務期間のうち、申立期間③及び④については厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、これら期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④について、A社から提出された人事記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は当該期間において同社に継続して勤務し（昭和31年3月16日に同社Eから同社Fに異動、32年11月12日に同社Fから同社Gに異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社Fにおける昭和31年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年3月から同年4月までの期間は1万円、同社Gにおける32年12月の社会保険事務所の記録から、同年11月は1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人は、Bに勤務していたと主張しているが、労務管理を行っていたHが適用事業所となったのは、オンライン記録において昭和24年4月1日であり、当該期間においては厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

申立期間②について、A社から提出された申立人に係る人事記録の前職欄には、昭和24年2月にI所に入社し、26年4月に同社を退職した旨が記載されているほか、申立人は、24年11月1日から25年2月10日までの期間はCに勤務していたと述べている。

しかしながら、オンライン記録、厚生年金手帳記号番号払出簿、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）並びにHから提出された被保険者カード及び常用使用人登録票には、申立人は、昭和25年2月10日に資格取得し、26年7月1日に資格喪失したことが確認できる上、これらの記録はすべて一致している。

また、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和23年8月1日から24年12月1日までの期間について、厚生年金保険第三種被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における当該期間の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第一種から第三種に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の第三種被保険者としての厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月2日から22年2月1日まで
② 昭和23年8月1日から24年12月1日まで

私は、昭和20年4月2日から31年2月28日まで、A社B事業所に坑内夫として勤務した。しかし、その期間のうち、申立期間①及び②は、厚生年金保険の第一種被保険者として記録されていることが分かった。

いずれの申立期間も坑内夫として勤務したことは確かなので、第三種被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録において、申立人の当該期間の被保険者種別は「第一種」と記録されている。

しかしながら、同僚は、「申立人は当該期間において、坑内で勤務していた。」と述べている。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和20年4月に被保険者資格を取得した者13人（第一種6人、第三種7人）及び申立人について、申立期間の標準報酬月額を比較すると、資格取得日によって差があるものの、申立人の標準報酬月額は、第一種被保険者の標準報酬等級より7等級から9等級高く、第三種被保険者と同等

の推移であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B事業所は昭和38年10月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社本社も当時の資料が保管されていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者種別に関する届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、昭和33年発行のA社社史には、「昭和8年9月に鉱夫労役扶助規則の改正に伴い坑内夫は16歳以上とした。」と記載されている。

また、昭和20年4月にA社B事業所において被保険者資格を取得した103人のうち、被保険者名簿に坑内夫の記載が確認できる18人中17人は、16歳に達した日以降に第三種被保険者に該当する坑内夫に変更されていることが確認できる。

他方、申立人は、当該期間において、16歳に達していない。

このほか、申立人の当該期間における第三種被保険者としての厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の第三種被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る船員保険被保険者資格の喪失日（昭和19年2月9日）及び同資格の取得日（同年8月11日）に係る記録を取り消し、同資格の喪失日（20年4月1日）に係る記録を同年10月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19年2月は45円、同年3月から同年7月までは55円、20年4月から同年9月までは60円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和19年2月から同年7月までの船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る昭和20年4月から同年9月までの船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年2月9日から同年8月11日まで
② 昭和20年4月1日から同年10月31日まで

戦時中のことで、明確には覚えていないが、B地のC養成所を終えて、D社に配属された。昭和18年6月8日から終戦を迎えるまで、継続してE船に乗船し、軍の徴用ということもあり、下船できたのは1年に1、2回、2週間ぐらいだったにもかかわらず、途中、被保険者期間でない期間があるのは納得できない。調査の上、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒にB地のC養成所を終えてD社所有のE船に勤務していた同僚の船員手帳（昭和18年6月6日交付）によると、当該同僚は、昭和18年6月5日の雇入れから20年10月30日に下船するまで継続して乗船していたことが確認できるところ、当該同僚は、「申立人とは、養成所で

知り合い、18年6月5日にE船に乗船し、20年10月30日にF県のG港で下船し、H地で別れるまで一緒だった。」と証言している上、そのほか複数の同僚が、「申立人は、E船に継続して乗船していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間においてD社所有のE船に継続して乗船していたことが認められる。

また、上記の複数の同僚は、申立期間において、被保険者資格が継続している。

なお、A社使用船一覧表にE船は記載されている上、同船に係る船員保険被保険者名簿からは、当時、同船は同社に管理されていた船であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間について、A社における船員保険被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間①前後の記録及び同僚の記録から、昭和19年2月は45円、同年3月から同年7月までは55円、申立人の同社における20年3月の記録から、同年4月から同年9月までは60円とすることが必要である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年2月から同年7月までの期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、A社は既に解散しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和45年5月11日）及び資格取得日（昭和49年1月8日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和45年5月から同年10月までは6万円、同年11月から46年10月までは6万8,000円、同年11月から47年10月までは9万2,000円、同年11月から48年10月までは9万8,000円、同年11月及び同年12月は13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月11日から49年1月8日まで
私は、昭和45年4月15日から62年3月25日までA社で勤務していた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、昭和45年5月11日に資格を喪失し、49年1月8日に資格を取得したこととなっており、その間の44か月に係る記録が無い。

仕事の内容は、B業務であった。勤務場所は途中で変わったことはない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和45年4月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年5月11日に同資格を喪失後、49年1月8日に同社において再度同資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人の雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の同僚2名は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している上、申立人の当時の上司も申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

さらに、申立人はA社においては事務員であったと述べているところ、同社において事務員であったとする者で厚生年金保険の被保険者記録に欠落がある者は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録及び同僚の申立期間における記録から、昭和45年5月から同年10月までは6万円、同年11月から46年10月までは6万8,000円、同年11月から47年10月までは9万2,000円、同年11月から48年10月までは9万8,000円、同年11月及び同年12月は13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年5月から48年12月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和36年7月25日から同年11月7日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和36年7月25日）及び資格取得日（同年11月7日）の記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月1日から36年6月1日まで
② 昭和36年7月25日から同年11月7日まで
③ 昭和36年12月28日から37年8月1日まで

私は、昭和35年7月ごろから37年7月31日までA社に継続して勤務していたが、年金記録を確認したところ、申立期間①から③までの3つの期間において厚生年金保険の被保険者記録が無い。見習期間を除いた申立期間①から③までを被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録では、申立人は、A社において昭和36年7月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同年11月7日に同社において同資格を再度取得しており、申立期間②における被保険者記録が無い。

しかし、申立人はA社の工場の2階に住み込みで勤務していたと述べているところ、複数の同僚が「申立人が4か月も職場から離れて再度復帰したという記憶は無く、それほど長い期間いなくなるようなことがあれば覚えていたはずだ。」と証言している。

また、当該期間とほぼ同時期に勤務していた別の同僚も、申立人が当該

期間に勤務していたことを証言している。

さらに、これら複数の同僚の申立期間②における厚生年金保険被保険者記録に欠落は無い。

加えて、現在の事業主は、「申立人が勤務していたのであれば、当時の事業主は社会保険の事務手続を正確に行っていたから、保険料も控除していたはずだ。」と述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年6月のオンライン記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年7月から同年10月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、同僚の証言及び申立人の記憶から、申立人が当該期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかし、複数の同僚が「見習期間の後、さらに数箇月を経てから厚生年金保険の資格を取得したとして証書を受け取った。」と証言しており、A社では、従業員が入社後、一定期間をにおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたものと推測され、申立人も同様の扱いをされたものと考えられる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険台帳記号番号払出簿では、申立人の資格取得日は昭和36年6月1日と記録され、オンライン記録とも一致している上、申立期間①について、同名簿で確認しても、申立人の名前は見当たらず、整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は当該期間においてもA社に勤務していたと述べている。

しかしながら、複数の同僚から聴取したものの、申立人の当該期間における勤務実態をうかがわせる証言は得られなかった。

また、前記の同僚は、自身のA社における退職日と厚生年金保険の資格喪失日の記録は一致していると述べている。

さらに、申立人がA社を退社しB社に入社した時期及び経緯についての記憶は曖昧である。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、A社において申立人が昭和44年1月26日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年1月から同年9月までは3万3,000円、同年10月から同年12月までは4万5,000円、45年1月から同年6月までは5万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月26日から45年7月1日まで

私は、昭和44年2月ごろにA社に入社し、45年6月まで同社B支店でC業務をしていた。前に働いていた会社を退職した後、間を空けずに同社で働いていたことを覚えている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びに事業主及び複数の同僚の証言から、申立人は申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名で、生年月日が1桁違い（申立人は*月のところ、名簿は*月）であるほか、厚生年金保険被保険者記号番号のうち払い出した社会保険事務所の記号が異なる（申立人は「*」のところ、名簿は「*」）者が、昭和44年1月26日に被保険者資格を取得し、45年7月1日に同資格を喪失した基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の原票の記録は申立人の記録であり、A社の事業主は、申立人が昭和44年1月26日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、45年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事

務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の原票の記録から、昭和44年1月から同年9月までは3万3,000円、同年10月から同年12月までは4万5,000円、45年1月から同年6月までは5万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和55年11月1日）及び資格取得日（56年3月2日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月1日から56年3月2日まで

私は、昭和53年5月にA社に入社し、57年3月にB社に移籍するまで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、申立期間を厚生年金被保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和53年5月11日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、55年11月1日に同資格を喪失後、56年3月2日に同社において再度資格を取得しており、55年11月1日から56年3月2日までの期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間にA社に勤務していた複数の同僚の証言、出張報告書及び申立人がB社を退職後に勤務した事業所に提出した履歴書から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時に申立人と同様の業務を行っていた同僚は、「申立人は申立期間においてもA社に変わらずに勤務していた。」旨を証言している。

さらに、申立期間において、A社では厚生年金保険の被保険者記録に欠落期間のある者はほかにいない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く、届出及び納付に関しては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年11月から56年2月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年1月1日から同年2月1日までの期間及び同年7月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年1月1日に、同資格の喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、同年1月及び同年7月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が平成5年1月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る平成5年7月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年8月1日から同年9月1日まで
② 平成5年1月1日から同年2月1日まで
③ 平成5年7月31日から同年8月1日まで

A社には、昭和53年8月31日まで勤めていたのに、同社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年8月1日になっているので、厚生年金保険被保険者期間を訂正してほしい。

また、B社には平成4年11月に入社し、5年8月まで勤務していた。保管している給与明細書では7か月分の厚生年金保険料が控除されているのに、社会保険庁（当時）の記録では、5年2月1日から同年7月31日までの5か月間とされており、誤っていると思うので、厚生年金保険被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、申立人が保管している給与明細書から、申立人はB社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書及び申立人のB社における平成5年2月及び同年6月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間②については、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主に照会しても回答が無く、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③については、事業主が資格喪失日を平成5年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と記載することは通常考えられないことから、事業主は記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は昭和53年8月31日までA社に勤務していたと主張しているが、雇用保険の離職日は同年7月31日と記録されており、同社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日及びオンライン記録の資格喪失日も符合している。

また、昭和53年8月26日に資格喪失している同僚は、「申立人は結婚退職で、私より早く辞めた。」と証言している。

さらに、複数の同僚に対する照会でも申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について証言を得ることができない上、申立人は、申立期間①に係る保険料が控除されていたことを示す給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和46年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月21日から同年10月1日まで

私は、昭和44年4月1日から48年11月1日までの期間、継続してC地にあったD店でF業務をしていたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

厚生年金保険の被保険者記録によると、この期間に私が所属する会社は、E社から同社の経営者の配偶者が経営していたA社に変わったことになっているが、勤務先の店舗は変わらなかったし、会社に変更したことも知らなかったので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚及びB社の人事担当者の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（E社からグループ会社のA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社から提出のあったE社の社員記録から、申立人は、昭和46年9月21日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、B社の人事担当者は、「同グループは、勤務先の店舗が変わらないまま、所属会社のみがグループ内の別会社に変わる人事異動が行われており、異動日は、給与の締切日が毎月20日にな

っていることから、21日付けをもって実施されることが多い。」と供述していることから、同年9月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年10月の社会保険事務所（当時）の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和46年10月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和24年9月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：大正10年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和24年9月14日から同年10月1日まで

私は、昭和24年9月14日にA社B支店から同社C支店に転勤したにもかかわらず、同社C支店での厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年10月1日となっているので、被保険者期間が1か月間抜けている。継続して勤務していたので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、D社から提出された人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和24年9月14日に、同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和24年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで
② 昭和 43 年 4 月 3 日から同年 8 月 20 日まで
③ 昭和 43 年 9 月 24 日から 44 年 4 月 11 日まで

年金事務所の回答では、私の厚生年金保険被保険者記録は、A社を退職した後に、一時金として受給している期間があるということであった。

しかし、脱退手当金の支給日とされている日は、長男を出産する前に病院に入院していた時期であり、このころのことは鮮明に記憶している。

脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の3回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、これを失念するとは考え難い上、未請求期間のうちの2回の被保険者期間とB社の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、オンライン記録において、申立期間の脱退手当金は昭和 45 年 1 月 28 日に支給決定されたこととなっているが、申立人は、その直後の同年 4 月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、46 年 10 月には、申立期間直後までさかのぼって国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

さらに、昭和 44 年 5 月の婚姻により申立人は姓が変更しているが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金手帳記号番号払出簿共に氏名変更はされておらず旧姓のままである。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年10月21日から同年11月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成15年11月1日から16年2月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成15年6月20日及び同年12月19日に支給された賞与について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を22万円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月21日から同年11月1日まで
② 平成15年4月1日から16年5月21日まで
③ 平成15年6月20日及び同年12月19日

私は、平成12年7月22日から16年5月20日までA社で継続してB業務をしていた。

申立期間①については、平成12年10月の厚生年金保険料が控除され

ていたのに厚生年金保険の記録では同年 11 月からとなっており、1 か月分が記録に反映されていないので記録を認めてほしい。

申立期間②については、平成 15 年 4 月から 16 年 4 月までの標準報酬月額が給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低いので控除保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間③については、平成 15 年 6 月 20 日と同年 12 月 19 日に賞与を支給され、厚生年金保険料の控除もされているのに標準賞与額の記録が無いので記録を認めてほしい。

第 3 委員会判断の理由

申立期間①について、A 社の回答及び雇用保険の記録から、申立人は、平成 12 年 10 月 21 日から同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A 社は、「入社後 3 か月の試用期間を設けており、その後、雇用保険と厚生年金保険の加入を同時に行っていることから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、雇用保険の被保険者資格取得日と同日の平成 12 年 10 月 21 日とするのが正しい。」と回答していること、及び「当社の給与からの厚生年金保険料の控除は翌月控除であり、申立人から提出のあった同年 11 月支給の給与明細書において控除されている厚生年金保険料は同年 10 月分である。」と回答していることから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日を平成 12 年 10 月 21 日とすべきところ、誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成 15 年 11 月 1 日から 16 年 2 月 1 日

までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額に見合う届出を行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立てどおりの保険料について納入の告知を行っておらず、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成15年4月1日から同年11月1日までの期間及び16年2月1日から同年5月21日までの期間の標準報酬月額については、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料に基づく標準報酬月額が、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と同額又は下回っていることから、記録の訂正を認めることはできない。

申立期間③について、申立人の当該期間の標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に対し提出していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和37年9月16日から38年2月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を37年9月16日に、同資格の喪失日に係る記録を38年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち昭和38年2月1日から同年11月20日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年2月1日に、同資格の喪失日に係る記録を同年11月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、A社及びB社の事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月16日から38年2月1日まで
② 昭和38年2月1日から同年11月20日まで
③ 昭和43年4月10日から同年10月25日まで
④ 昭和43年10月31日から44年2月5日まで

私は、昭和37年9月16日から38年1月31日まではA社、同年2月1日から同年11月19日まではB社の寮に住み込みで勤務し、E職をしていた。

その後、昭和42年6月1日から次の会社に替わる43年10月24日までC社に勤務し、H業務をしていたのに、同年4月10日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

また、昭和43年10月31日から勤めたD社では、F職として勤務していたが、厚生年金保険の加入が44年2月5日からになっている。

申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社に入社して寮に入居していたこと、退職の理由を詳細に記憶していること、及び同僚も同様の証言をしていることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、当時の事業主の長女は、「父は実直な性格で、人によって厚生年金保険の得喪を区別したりせず、従業員全員を加入させていた。」と述べている。

さらに、申立人と同様に最初はE職をして、その後G職になった同僚は、「寮に入っていた人は生活がかかっているので、社員だったと思う。社員は厚生年金保険に加入していたはずである。」と述べている。

加えて、申立人及び複数の同僚は、「G職とE職がそれぞれ一組みとなって勤務していた。」と述べており、これを前提にすると、従業員は10名程度いたこととなる。A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、経営者一族を除いた12名の名前があり、申立人の供述から推定できる従業員のほぼすべてが厚生年金保険に加入していると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と同時期に同種の仕事をしていた同僚のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡していることから照会することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届を提出する機会があったことになるが、これらのいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人のA社における昭和37年9月から38年1月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人は、当時の勤務状況等についての詳細な

記憶がある上、同僚からも申立人の供述と同様の証言があることから、申立人が当該期間においてB社に勤務していたことが推認できる。

また、前記の同僚は、「私は在職期間が短かったのに厚生年金保険に加入しているので、B社では厚生年金保険に加入していない人はいないと思う。」と述べている。

さらに、申立人及び同僚が証言した当時のB社の従業員数とオンライン記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

加えて、別の同僚は、「申立人のことをかすかに覚えている。私は入社して間もなく盗難に遭いすぐに会社を辞めたが、わずか4日間の在籍でも厚生年金保険に加入している。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人と同時期に同種の仕事をしてきた同僚のB社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡していることから照会することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届を提出する機会があったことになるが、これらのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人のB社における昭和38年2月から同年10月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間③について、申立人はC社に勤務していたと主張している。

しかし、C社の当時の事業主の妻及び同僚に照会したものの、申立人が申立期間③において同社に勤務していたことを記憶している者はいない。

また、申立人が名前を記憶していた同僚からは、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、当時の事業主の妻は、「当社は設立時に手広く仕事をしており、知人に名義を貸したことがあったが、申立人はその事業に関連していたのかもしれない。」と述べているところ、この知人の連絡先が判明

しないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

- 4 申立期間④について、当時の事業主及び複数の同僚が、申立人がD社においてF職として勤務していたと記憶していることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は、採用当時に3か月程度の試用期間があり、その間は従業員を厚生年金保険に加入させていなかったとしており、複数の同僚も、仕事に熟練した者であっても入社時に試用期間はあったとしている。

また、申立人のD社に係る雇用保険の加入記録は、昭和44年2月5日からとなっており、オンライン記録と一致している。

さらに、事業主が保管している申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人は昭和44年2月5日に資格を取得し、また、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、48年12月30日に同資格を喪失しており、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

このほか、申立期間③及び④について、保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年2月12日から56年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を55年2月12日に、同資格の喪失日に係る記録を56年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月1日から56年10月1日まで

私は、昭和55年2月から56年9月までA社にB職として勤務していた。同僚の厚生年金保険記録はあるが、私の記録は無い。55年の同社の組合員住所録に私の氏名が記載されている。給与支給総額より手取り額がかなり少なかったことを記憶しているので、厚生年金保険料が控除されていたはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の昭和55年11月発行の組合員住所録及び同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時の労働組合A社支部の支部長は、「組合員であれば厚生年保険には皆加入しているはずである。」と供述しているところ、上記住所録に氏名が記載されている35名中、申立人を除く34名については厚生年金保険被保険者であることが確認できる上、申立人及び同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と、A社健康保険番号順索引簿の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたことがう

かがわれる。

なお、申立期間当時の経理担当者が「C免許の無いB職は、C免許取得と同時に厚生年金保険に加入させていた。」と供述しているところ、申立人の免許証からC免許の取得日は昭和55年2月12日であることが確認できることから、申立人のA社における資格取得日を同日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和55年2月12日から56年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と取得日の近い同僚のA社における当該期間の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年2月から56年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和55年2月1日から同年2月12日までの期間については、上記A社の経理担当者の供述から、訂正の必要はないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和18年8月1日から同年10月下旬までの期間について、申立人のA社における船員保険被保険者の資格喪失日は、同年11月1日であると認められることから、当該期間に係る同資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、45円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和22年6月1日から23年4月1日までの期間について、申立人は船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における船員保険被保険者の資格喪失日（昭和22年6月1日）及び資格取得日（23年4月1日）に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を、22年6月から同年11月までは420円、同年12月から23年3月までは2,600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年8月1日から同年10月下旬まで
② 昭和19年10月21日から20年4月1日まで
③ 昭和22年6月1日から23年4月1日まで
④ 昭和29年4月1日から同年6月1日まで

申立期間①について、海技免状取得のための実習生としてA社所有の船に昭和18年7月5日から3か月以上乗っていたはずである。

申立期間②は、予備船員として自宅待機期間であった。

申立期間③は、社命によりC校（現在は、D校）に在学中であった。

申立期間④は、E社F所に臨時職員で入社し、本採用になるまでの期間であるが、何らかの保険に入っていたはずである。

申立期間①から④までについて船員保険又は厚生年金保険の被保険者

として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）では、船員保険の被保険者資格取得日が昭和 18 年 7 月 5 日と記載されているのみで、資格喪失日の記載が無いにもかかわらず、オンライン記録では資格喪失日が同年 8 月 1 日とされ、1 か月のみ申立人の被保険者記録が確認できる。

このような取扱いについて、年金記録確認兵庫第三者委員会が社会保険庁（当時）に照会した結果、社会保険庁は、「紙台帳に資格取得日のみが記載され、資格喪失日の記載が無い場合には、従来から資格取得日に係る 1 か月だけを加入期間とする取扱いであった。」としている。

しかし、厚生労働省社会・援護局が保管する申立人に係る「船員カード」には、昭和 18 年 7 月 5 日乗船、同年 10 月 31 日下船と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における船員保険被保険者資格の喪失日は昭和 18 年 11 月 1 日であったと認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、上記「船員カード」の記録から 45 円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立人は、オンライン記録では、B 社において昭和 22 年 6 月 1 日に船員保険の被保険者資格を喪失後、23 年 4 月 1 日に同社において再度同資格を取得しており、申立期間③の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人は当該期間より前の昭和 21 年 7 月 15 日から C 校に在籍していたことが D 校の保管していた学籍簿から確認でき、申立人が同校在学中に B 社を退職するとは考え難い上、申立人は「C 校に在学中においても同社から給与が支給されていた。卒業と同時に同社の船舶に乗った。」と述べており、このことは 23 年 4 月 1 日に同社において再度被保険者資格を取得していることとも符合し、信ぴょう性が認められることから、申立人が申立期間③についても継続して同社に在籍していたと考えることが自然である。

また、申立人の B 社における資格喪失日である昭和 22 年 6 月 1 日は、上記のとおり、C 校における在学期間中であることから、その前後の期間において、申立人の雇用形態に変更があったとも考え難い。

さらに、B 社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間③において被保険者期間に欠落のある者は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、B 社に継続して勤務し、申立期間③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の船員保険被保険者台帳の記録から、昭和 22 年 6 月から同年 11 月までは 420 円、同年 12 月から 23 年 3 月までは 2,600 円とすることが妥当である。

また、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和 22 年 6 月から 23 年 3 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、申立人は予備船員期間であったとしており、予備船員が船員保険の強制加入被保険者となったのは昭和 20 年 4 月 1 日以降であることから、申立期間②当時は、船員保険被保険者には該当しない。

また、B 社は既に船員保険の適用事業所ではなくなっていることから、当時の予備船員に該当する者の社会保険の取扱いについて照会することができず、また、船員保険料の控除について確認できる資料は無い。

申立期間④について、申立人は、E 社 F 所へは臨時職員として入社し、本採用試験を受けて本採用になったと述べており、当該期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、E 社の保管する「社会保険被保険者台帳」には、申立人の同社での厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 29 年 6 月 1 日となっており、同社は「職種は問わず、臨時雇いであれば 2 か月間は社会保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、複数の同僚からも、本採用になるまでは厚生年金保険に加入しなかったとする証言を得ている。

このほか、申立期間②及び④について、船員保険料及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について申立人が船員保険被保険者として船員保険料を、申立期間④について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び同社B支店における同資格の取得日に係る記録を昭和30年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月25日から同年8月1日まで

私は、A社に昭和30年4月1日から平成7年6月30日まで継続して勤務をしていたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が抜けている。同社の在職証明書及び従業員名簿を提出するので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（A社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上述の人事記録によると、申立人のA社本社から同社B支店への異動発令日は昭和30年7月21日と明記され、同日に着任していることが確認できることから、勤務実態に即して、同社本社の資格喪失日及び同社同支店の資格取得日を同年7月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和30年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務

を履行していたか否かについては、事業主は、申立期間当時から社会保険事務所からの保険料納入告知と賃金台帳の突き合わせを行い、相違がある場合には確認及び訂正を行っているため、申立期間に係る保険料についても納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年7月12日の標準賞与額に係る記録を33万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月12日

平成16年7月12日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

支給賞与額及び控除保険料が確認できる賃金台帳を提出するので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、上述の賃金台帳及び所得税源泉徴収簿の保険料控除額から、33万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主の納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る被保険者賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和46年1月21日に、同資格の喪失日に係る記録を48年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、46年1月から同年10月までは3万3,000円、同年11月から47年10月までは4万2,000円、同年11月から48年2月までは4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月21日から48年3月21日まで

厚生年金保険の記録によると、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった。C厚生年金基金の加入期間は昭和41年11月30日から48年3月21日までであるが、厚生年金保険の被保険者期間は、40年4月24日から46年1月21日までとなっている。

申立期間はA社D工場から異動し、同社B工場に勤務していた期間で、E業務を行っていた。当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所有するC厚生年金基金加入通知書によると、申立人が昭和41年11月30日にA社で厚生年金基金加入資格を取得し、48年3月21日に同資格を喪失したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

また、A社は、厚生年金基金に加入しているのであれば、厚生年金保険料も控除していたと思われると回答している。

さらに、申立人は、「申立期間はA社D工場から異動し、同社B工場に勤務していた。」と述べているところ、申立人が名前を挙げた複数の同僚

は、「途中から申立人とA社B工場の同じ職場で一緒であった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間にA社B工場に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間における企業年金連合会の記録から、昭和46年1月から同年10月までは3万3,000円、同年11月から47年10月までは4万2,000円、同年11月から48年2月までは4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社は不明である旨回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年5月30日から21年6月24日までの期間について、申立人のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年6月24日であると認められることから、同資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、150円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年5月30日から22年6月1日まで
② 昭和23年10月20日から24年1月16日まで

私は、A社に昭和17年6月1日から23年10月19日まで継続して勤務していたが、勤務していた期間のうち、20年5月30日から22年6月1日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。同社に勤務していたところ、19年12月に召集され入隊し、21年6月に兵役を免除された後、1年間静養し、再び同社に復職して勤務した。

また、C社に勤務した期間のうち、昭和23年10月20日から24年1月16日までの期間が厚生年金保険被保険者期間になっていない。

A社及びC社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人については、D県E課の発行する軍歴証明書から、昭和19年12月1日に陸軍に召集され、21年6月24日に外地から復員したことが確認できるが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は17年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年5月30日に同資格を喪失している。

しかしながら、当該資格喪失日は陸軍に召集されていた期間であるため、当該日に被保険者としての資格を喪失していたとは考え難いことか

ら、申立人は復員時まで被保険者としての資格を有していたと認められる。

また、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 では、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の資格喪失日は、軍歴証明書において確認できる申立人の復員日である昭和 21 年 6 月 24 日とすることが妥当である。

また、昭和 20 年 5 月から 21 年 5 月までの標準報酬月額については、申立人の A 社における 20 年 4 月の社会保険事務所(当時)の記録から 150 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和 21 年 6 月 24 日から 22 年 6 月 1 日までの期間について、当該期間の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらない上、事業主は、「当時の社会保険関係の書類が保存されていないため、当該期間の保険料控除については不明。」と回答しており、厚生年金保険料の控除が確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、C 社が提出した社員名簿には、昭和 23 年 11 月 16 日試雇採用と記載されていることから、申立人は同日以降に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業主は、厚生年金保険の取扱いについて「昭和 23 年 11 月 16 日から 24 年 1 月 15 日までの試雇期間中は、厚生年金保険には加入せず、保険料の控除及び納付は行っていなかった。」と供述している。

また、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持していない上、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は同社において昭和 24 年 1 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、56 年 1 月 4 日に

同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年9月26日から21年4月1日までの期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を20年9月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を140円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年4月1日まで

私は、昭和18年4月にL学校に入学し、20年4月からは航海実習としてB省所属の練習船船舶Cに乗船し、I海を航行していた。しかし、同年*月に船が座礁したため、いったんD港に上陸し自宅待機していた。8月に終戦を迎えたのと同時に同学校を繰上げ卒業となった。そして、同年9月26日にA社より採用通知を受け、そのまま自宅待機していたが、12月にE港から船舶Fに乗船した。船員保険の被保険者期間の欠落があるが、同社に採用されていたので、船員保険料は控除されていたはずであり、納得がいかないのを記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和20年9月26日から21年4月1日までの期間について、申立人が所持するG社（当時は、H社）の社員カードによると、申立人は、20年9月26日にA社に採用され、24年6月1日にH社に移籍した旨の記載がある上、「A社から受け入れた船員のA社在籍期間は受け入れた会社の勤務期間と看做して差別せず同一に取り扱う」との方針に基づき、「勤続年数、給料の算定等は、20年9月26日より起算す」との文言も記載されている。

また、L学校の複数の同級生は、終戦後A社と一緒に採用されたと述べ

ている上、同級生のうち3名は、昭和20年9月26日又は同年9月27日に船員保険の被保険者資格を取得している。

さらに、A社運行船舶一覧表によると、当時、船舶Fは同社に管理されていた船であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和20年9月26日から21年4月1日までの期間、継続してA社に勤務し、船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、H社の保管する船員保険被保険者票に記載されている当該期間の報酬月額から140円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に解散しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年9月26日までの期間について、申立人は、18年4月にL学校に入学し、20年4月からは授業の一環としてB省所属の練習船船舶Cに同年*月*日に座礁するまで乗船していたとしているが、J省K局では、同校の学生が船に乗船したとしても、授業の一環であり勤務していたのではないとしている。

また、申立人は、船員手帳を所持していないことから、当該期間に係る乗船及び予備船員記録が確認できない上、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が、船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年10月1日から21年1月1日までの期間について、A社の事業主は、申立人が19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、21年1月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から20年5月までは50円、同年6月から同年12月までは70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から21年1月1日まで
② 昭和21年から23年まで

私は、勤務した時期は定かではないが、昭和18年ごろ、A社に入社し、結婚のため20年の年末に退職するまで勤務していた。その後、21年から23年ごろまでB社という会社で働いていたが、いずれの期間も厚生年金保険の被保険者になっていないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同じ姓で名に一字違いがあるものの、厚生年金保険被保険者台帳の記号番号、生年月日が同一の者が昭和19年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人がA社において昭和19年6月1日に資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、いずれの記録においても申立人のA社における資格喪失日欄は空欄となっており、社会保険事務所における申立人に係る厚生年金

保険記録の管理は十分に行われていなかったものと認められる。

一方、A社は、当時の資料が無く、申立人の勤務期間は確認できないと回答しているものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額の変更記録が昭和20年6月まで記録されていること、及び申立人の勤務についての主張から、申立人の同社における退職日は、同年12月31日と認められる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、21年1月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における当該期間の記録から、昭和19年10月から20年5月までは50円、同年6月から同年12月までは70円とすることが妥当である。

申立期間②について、オンライン記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は事業主の姓しか記憶しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、B社と類似する名称の事業所が昭和28年8月1日に適用事業所となっているものの、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人が記憶する事業主の姓及び申立人の姓名は無く、健康保険の番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年9月1日から53年1月4日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を52年9月1日に、同資格の喪失日に係る記録を53年1月4日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から53年8月まで

私は、昭和52年9月から53年8月までA社に勤務していた。しかし、同社に勤務していた期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及びこれら同僚の証言から確認できる申立人の前任者及び後任者の厚生年金保険被保険者記録並びに申立人の供述内容から、申立人は昭和52年9月1日から53年1月3日までA社に勤務していたと認められる。

また、上記の申立人の前任者及び後任者には勤務期間に対応した厚生年金保険の被保険者記録があることが確認できる上、複数の同僚が、「当時、入社と同時に厚生年金保険に加入した。」と証言している。

さらに、申立人の後任者が、「当時、事務職の社員は4名だった。」として全員の名前を挙げているところ、オンライン記録によると、いずれも厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額、前任者及び後任者の標準報酬月額の記録から8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年9月から同年12月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和53年1月4日から同年8月までの期間については、オンライン記録において、申立人の後任者に当たる同僚の被保険者資格取得日が同年1月4日であることが確認できる上、当時の同僚によると、「女性の事務員は1人しかいなかった。」と証言している。

また、事業主は既に死亡しており、申立人の当該期間に係る勤務状況を聴取することはできない上、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年12月7日から22年3月22日までの期間について、A社の事業主は、申立人が20年12月7日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年3月22日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年12月から21年3月までは70円、同年4月から22年2月までは360円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月から22年4月まで
② 昭和22年4月から23年4月まで

私は、昭和20年12月から22年3月末まではA社B工場、同年4月から23年4月までC社で勤務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。給与明細書等は残っていないが厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は「A社B工場のD地区でG部品を作っていた。」と供述しているところ、同社B工場は、「昭和20年当時同社B工場はD地区とE地区があったが、D地区しか稼働しておらず、部品製造から組立てまでの一連の作業を同地区で行っていた。」と回答していることから、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日の元号及び月が相違する基礎年金番号に未統合の被保険者記録（昭和20年12月7日資格取得、22年3月22日資格喪失）が確認できる。

また、上記被保険者名簿で、昭和20年12月に資格取得が確認できた被

保険者 220 名を調査したところ、上記未統合記録以外に申立人と同姓同名の被保険者記録は見当たらない。

さらに、上記被保険者名簿において確認できる大正*年生まれで昭和 20 年 12 月に被保険者資格を取得した者と上記の未統合記録の資格取得時の標準報酬月額を比較したところ、上記未統合記録の資格取得日の標準報酬月額は前者の半額以下であることが確認できる一方で、昭和*年生まれで 20 年 12 月に資格を取得した者の標準報酬月額と比較したところ、上記未統合記録の標準報酬月額とおおむね同額であることが確認できることから、上記未統合記録の生年月日は、誤って記録された可能性がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であり、A 社の事業主は、昭和 20 年 12 月 7 日に申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、22 年 3 月 22 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の A 社に係る標準報酬月額については、昭和 20 年 12 月から 21 年 3 月までは 70 円、同年 4 月から 22 年 2 月までは 360 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和 22 年 3 月 22 日から同年 4 月 1 日までの期間については、申立人は A 社で勤務していた期間についての記憶が曖昧である上、同社の資格取得日が申立人と近い元社員 11 名に聴取したところ、回答のあった 8 名は、いずれも申立人のことを記憶していないとしていることから、申立人の当該期間における同社での勤務実態を確認できない。

また、A 社は当時の資料を保管していないとしていることから、当該期間の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間②について、申立人の同僚 2 名の証言から、期間は特定できないものの、申立人が C 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、F 社は、「当時の書類が無いため不明。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、上記の同僚は申立人と同様に健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 23 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年9月1日から37年3月27日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を36年9月1日に、同資格の喪失日に係る記録を37年3月27日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月中ごろから37年3月27日まで

私は、昭和36年7月中ごろにA社B工場へ入社し、厚生年金保険被保険者証を提出した。37年3月の退職時に当該被保険者証を受け取っていなかったため、平成20年に同社へ連絡し、同社から当該被保険者証及び資格喪失確認通知書が届いた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管しているC健康保険組合の加入に関する記録から、申立人が、申立期間のうち、昭和36年9月1日から37年3月27日までの期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、「健康保険と厚生年金保険は両方の加入となり、どちらか一方だけの加入は無い。申立人は、健康保険の資格を取得しているので、厚生年金保険にも加入していた。」としていることから、当該期間に申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記のC健康保険組合の加

入に関する記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格取得の届出は行ったが納付したかは不明としているが、A社が保管している健康保険被保険者資格取得確認通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に社会保険事務所(当時)の受理印は無くこれをもって資格取得の届出を行ったと認めることはできない。また、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後同資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年9月から37年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和36年7月中ごろから同年9月1日までの期間については、A社に確認したところ、「採用後、一定期間を試用期間としており、厚生年金保険被保険者の資格取得日と入社日に差異がある。」と回答している上、申立人が記憶する同僚は、「当初はD職であり、厚生年金保険には加入できなかった。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から6年8月1日まで

私が勤務していたA社における厚生年金保険被保険者期間のうち、平成4年10月から6年7月までの標準報酬月額が53万円から8万円に訂正されているが、これは事実と異なっているため、訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における平成4年10月から6年5月までの標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円、資格喪失日は同年6月16日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年10月31日）より後の同年11月2日付けで、資格喪失日が、同年8月1日に訂正され、申立期間の標準報酬月額が8万円とされていることが確認できる。

また、平成6年11月2日及び同年11月4日付けで、A社の厚生年金保険被保険者312名のうち166名の記録が訂正され、そのうち49名の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年11月2日付けで行われた標準報酬月額の訂正処理については、事実即したものと考へ難く、社会保険事務所が標準報酬月額の訂正処理を行う合理的な理由も見当たらないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立期間のうち、4年10月から6年5月までの標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要と認められる。

また、申立期間のうち、平成6年6月及び同年7月の標準報酬月額についても、上記の減額処理の結果として、8万円と記録されていることから、当該期間の標準報酬月額についても上記の期間と同様に53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 36 年 9 月 18 日から 40 年 1 月 5 日まで

私は、平成 11 年 7 月に社会保険事務所(当時)で、自分の年金の確認をした時に、A社とB社C工場に勤めていた時の厚生年金保険が脱退手当金として支給されたことを初めて知った。

私は、B社本社を退職するとき、脱退手当金を受給しないで将来の年金の記録にしたほうが良いと上司から聞いたので、記録にある時期に脱退手当金の受給はしていない。

脱退手当金の記録を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①及び②の間の被保険者期間並びに申立期間②の後の支給日の直近の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、4回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、未請求となっている被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一番号で管理され、管轄社会保険事務所も同一であるにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年7月2日は31万2,000円、同年12月27日は25万7,000円、18年7月1日は21万円、同年12月27日は22万3,000円、19年12月28日は10万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月2日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年7月1日
④ 平成18年12月27日
⑤ 平成19年12月28日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。給料（賞与）明細書を提出するので、これら申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料（賞与）明細書及び事業主の証言により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることか

ら、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、給与（賞与）明細書において確認できる保険料控除額から、平成17年7月2日は31万2,000円、同年12月27日は25万7,000円、18年7月1日は21万円、同年12月27日は22万3,000円、19年12月28日は10万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、各申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社(現在は、D社)における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を平成3年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月21日から同年7月19日まで

私は、昭和42年8月3日から定年退職する平成6年1月20日までA社及びB社に継続して勤務していた。3年6月21日から同年7月19日までの厚生年金保険被保険者期間が空白となっているが、この時期はA社からB社に異動した時期に当たる。退職時に勤続26年の感謝状を受けているので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書、B社における26年に^{わた}亘る功労に対する感謝状、同僚の証言及び申立人に係る雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(平成3年6月21日に、A社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、B社が加入しているC健康保険組合に係る申立人の資格取得日が厚生年金保険の資格取得日と一致しており、社会保険事務所(当時)とC健康保険組合の双方が

誤って平成3年7月19日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年4月30日から同年10月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年10月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和63年7月1日から平成5年4月30日まで
③ 平成5年4月30日から同年10月1日まで

オンライン記録では、平成5年4月30日から同年10月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、当該期間はA社に勤務していた。また、昭和63年4月から平成5年3月まで、1か月当たりの給与を30万円から45万円ぐらいもらっていた。給与明細書等はないが、オンライン記録の標準報酬月額と相違しているので、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、雇用保険の記録により、申立人が、平成5年9月30日までA社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、申立人は同年4月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年4月1日）より後の同年4月4日に、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が5年10月1日から同年4月30日にさかのぼって訂正されていることを確認できる上、同日以降の異なる日付で同社の被保険者資格を喪失した旨の記録が、申立人と同様に同年4月

30日にさかのぼって訂正されている者が多数存在していることを確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該訂正処理前の資格喪失日である同年10月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該訂正処理前のオンライン記録から、32万円と訂正することが必要である。

一方、申立期間①及び②について、申立人は、昭和63年4月から平成5年3月まで、1か月当たりの給与を30万円から45万円ぐらいもらっていたと述べている。

しかし、B社及びA社は既に解散し、同社の元代表取締役は、申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は散逸して保管していないとしており、申立人は、当該期間の給与明細書を所持していないため、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、上記の元代表取締役は、「申立人が主張する賃金総額に見合った届出はしていない。」と述べている上、オンライン記録から、申立人が名前を挙げた当時の同僚二人の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と近似していることが確認できる。

なお、オンライン記録から、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年5月20日から29年11月12日まで
② 昭和32年9月28日から34年7月25日まで
私が昭和32年9月28日から34年7月25日まで勤務していたA社（現在は、B社）の退職時に、脱退手当金を受給した記録になっているが、その記憶は無い。

また、C社で勤務した2回の期間のうち1回を除いて受給しているというのも不自然であり、調査して申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の2回の被保険者期間並びに申立期間①及び②の間の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。

しかしながら、5回の被保険者期間のうち、3回の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間のうち1回は、申立期間①と同一事業所であり、申立期間①及び②の被保険者期間と同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は、C社在籍中の昭和29年7月*日に婚姻し改姓していることから、申立期間の脱退手当金は改姓後の姓で請求されたものと考えられるが、同社に係る2回の被保険者期間のうち、申立期間①は健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名変更処理がなされておらず旧姓のまま支

給されているにもかかわらず、改姓後の氏名で記録されている2回目の被保険者期間が未請求であることは不自然であり、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成12年4月から同年9月までは59万円、同年10月から14年12月までは62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年4月1日から13年6月1日まで
② 平成13年6月1日から14年4月1日まで
③ 平成14年4月1日から15年1月31日まで

私は、昭和63年9月1日から平成13年5月31日までA社に、同年6月1日から14年3月31日までB社に、同年4月1日から15年1月30日までC社に勤務し、いずれもD業務を担当していた。

これら勤務した期間のうち、平成12年4月から14年12月までの標準報酬月額がさかのぼって下げられている。給与はいずれも70万円程度だったので、前の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録において、A社に係る申立人の標準報酬月額は、当初、平成12年4月から同年9月までは59万円、同年10月から13年5月までは62万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成13年12月17日）より後の15年2月7日付けで、さかのぼって9万8,000円に引き下げられている上、複数の被保険者についても、同様の標準報酬月額の訂正処理が行われていることが確認できる。

申立期間②について、オンライン記録において、B社に係る申立人の標準報酬月額は、当初、62万円と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった日（平成15年1月31日）より後の15年2月5日付けで、さかのぼって引き下げられている上、複数の被保険者についても、

同様の標準報酬月額の訂正処理が行われていることが確認できる。

申立期間③について、オンライン記録において、C社に係る申立人の標準報酬月額は、当初、62万円と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった日（平成15年1月31日）より後の15年2月6日付けで、さかのぼって引き下げられていることが確認できる。

また、これら申立期間に係る事業主は同一であり、当該事業主は、「経営不振により減額訂正に合意し、自分が手続をした。申立人は訂正手続に関与していない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成12年4月から同年9月までは59万円、同年10月から14年12月までは62万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 12 月 1 日から 15 年 1 月 10 日まで

私は、申立期間当時、養父の経営していたA社に勤務し、営業の仕事をしていました。厚生年金保険の記録では、申立期間について標準報酬月額がさかのぼって変更されている。給与明細書等は保管していないが、標準報酬月額が変更されているのは納得できないので記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成15年1月10日）以降の平成15年1月14日付けで、13年12月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、同社の役員ではなかったことが確認できる上、元事業主の妻及び同社の事務を受託していた社会保険労務士事務所は、「事業主が訂正処理を行った。」と回答していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な訂正処理があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和50年6月24日から同年7月23日までの期間について、事業主は、申立人が同年7月23日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月1日から49年9月1日まで
② 昭和50年6月24日から同年7月23日まで

私は、昭和45年10月にB社に入社し、社名はA社に変更となったが、50年7月の子供の夏休み直前まで勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、47年12月1日から49年9月1日までの期間及び50年6月24日から同年7月23日までの期間は被保険者期間となっていないとのことだが、納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、申立人の資格喪失日は昭和50年7月23日となっている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、49年9月1日に資格を再取得し、50年7月23日に資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和50年7月23日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年5月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、申立人は、子供をA社附属幼稚園に預けながら勤務していたとしているところ、同附属幼稚園の保育証書では、申立人の次女が昭和45年12月から50年3月まで在籍していたことが確認できる上、申立期間当時の上司は、「申立人は、申立期間①を含め子供を会社の附属幼稚園に預けながら勤務していた。」と証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時の社会保険及び給与に関する資料が無いため、申立人の申立期間における保険料控除については不明であるが、保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、申立人の資格喪失日は昭和47年12月1日となっており、備考欄には11月30日退職と記載されている。」と回答している。

また、A社における申立期間①及びその前の期間において、空白期間がある被保険者は8名確認できる。そのうち、申立期間①に重なる期間において空白期間のある同僚は、「継続して勤務したが、途中国民年金に加入しているのは、会社から厚生年金保険を外すと言われたからだ。」と供述している。

さらに、上記の被保険者原票によると、申立人は、昭和45年10月25日に被保険者資格を取得し、47年12月1日に同資格を喪失した後、49年9月1日に同資格を再取得し、50年7月23日に同資格を再喪失したとの記載があり、オンライン記録と一致している上、このほかに申立人に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和48年4月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年6月9日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行い、また、B社の事業主は、申立人が同年9月26日に同資格を取得し、55年8月11日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、A社及びB社における申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年4月及び同年5月は4万5,000円、同年9月から49年9月までは6万4,000円、同年10月から50年9月までは8万6,000円、同年10月から51年9月までは11万8,000円、同年10月から54年9月までは13万4,000円、同年10月から55年7月までは15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月5日から同年6月9日まで
② 昭和48年9月26日から55年8月11日まで

私は、48年4月5日から同年6月8日までA社、同年9月26日から55年8月10日までB社に勤務していたが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。間違いなくそれぞれの会社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名で、生年月日が同一及び厚生年金保険被保険者番号と基礎年金番号が同一の者が、昭和48年4月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年6月9日に同資格を喪失したことが確認できるとともに、オンライン記録により、当該被保険者記録は、基礎年金番号に未統合であることが確認できる。

申立期間②については、雇用保険の加入記録から、申立人が昭和 48 年 9 月 26 日から 55 年 8 月 10 日まで B 社に勤務していたことが認められる。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名で、生年月日が同一及び厚生年金保険被保険者番号と基礎年金番号が同一の者が、昭和 48 年 9 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、55 年 8 月 11 日に同資格を喪失していることが確認できるとともに、オンライン記録により、当該被保険者記録は、基礎年金番号に未統合であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は、いずれも申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、A 社及び B 社の事業主は、昭和 48 年 4 月 5 日に申立人が A 社において厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 6 月 9 日に同資格を喪失した旨の届出及び申立人が B 社において同年 9 月 26 日に同資格を取得し、55 年 8 月 11 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4 万 5,000 円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の B 社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和 48 年 9 月から 49 年 9 月までは 6 万 4,000 円、同年 10 月から 50 年 9 月までは 8 万 6,000 円、同年 10 月から 51 年 9 月までは 11 万 8,000 円、同年 10 月から 54 年 9 月までは 13 万 4,000 円、同年 10 月から 55 年 7 月までは 15 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、A社に係る標準賞与額の記録を平成15年7月25日は30万円、同年12月25日は40万円、17年7月5日は63万円、同年12月15日は84万円、18年12月25日及び19年12月25日は40万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月25日
③ 平成17年7月5日
④ 平成17年12月15日
⑤ 平成18年12月25日
⑥ 平成19年12月25日

ねんきん定期便を確認したところ、A社で支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、6回分の記録の記載が無かった。厚生年金保険料が控除されている賞与明細書も所持している。調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づ

き標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、A社に保管されている賃金台帳及び申立人が所持している賞与明細書において確認できる保険料控除額又は支給額から、平成15年7月25日は30万円、同年12月25日は40万円、17年7月5日は63万円、同年12月15日は84万円、18年12月25日及び19年12月25日は40万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に賞与支払届の提出を行っておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 63 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 63 年 8 月まで

私は、昭和 58 年に大学を卒業した後、臨時職員として仕事をしていた。家族全員が国民年金に加入していたことから、母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思っていた。申立期間が未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、家族全員が国民年金に加入していたことから、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張している。しかし、申立期間当時、申立人の家族は、その母親が国民年金に任意加入しているものの、ほかの家族は厚生年金保険に加入するなど国民年金に加入している形跡は見当たらない上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親からは証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間当時に国民年金に加入していた場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されるはずであるが、このことをうかがわせる形跡が見当たらないことから、申立期間について、申立人は国民年金に未加入で国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 53 年 3 月まで

私の母親は、私が 23 歳になった昭和 47 年ごろに、私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の私の国民年金保険料は母親が納付していた。当時、私は療養中であったため、将来を心配した母親が、私が 53 年 4 月に転居するまでの保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、23 歳になった昭和 47 年ごろに、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 6 月に払い出されていることが確認でき、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の手帳記号番号の前後の番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、同年 4 月と推認され、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金に加入したとする時期以降、申立期間について同一区内に居住しており、同一の行政機関が長期間にわたり記録管理を続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から48年1月までの期間及び同年8月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から48年1月まで
② 昭和48年8月から52年3月まで

私は、母親が、時期ははっきりと分からないが、申立期間①当時居住していた住所地の市役所で私の国民年金の加入手続を行い、同市役所で、私と父親の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いた。転居後においても、私と父親の保険料を、居住地の自治会館に来ていた集金人に納付してくれていたと聞いた。それにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行ったとするその母親についても、加入手続や国民年金手帳の受領について憶えていないとしており、申立期間当時の加入状況は不明である。

また、申立人の母親は、申立人が申立期間①当時居住していた住所地の市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、同市役所で国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、加入手続時期は昭和52年9月ごろであると推認され、申立内容と合致しない上、別の手帳記号番号が払い出された形跡は無く、その時点において、申立期間②の保険料の一部はさかのぼって納付することも制度上可能ではあるものの、さかのぼって納付したことは無いとも述べている。

さらに、申立人は、その母親が、申立人の国民年金保険料をその父親の保険料と一緒に納付したと述べている。しかし、その母親は、申立期間①とほ

ぼ同時期の申立人の父親の保険料については、さかのぼって納付したとしているが、申立人の同期間の保険料については、さかのぼって納付したことは無いと述べているほか、申立期間②の父親の保険料については、申立人と同様に未納となっているなど、一緒に納付したとする申立内容に齟齬がみられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4467 (事案 2381 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 2 月から同年 3 月までの期間、同年 8 月から 56 年 3 月までの期間、57 年 4 月から 59 年 3 月までの期間、60 年 6 月から同年 9 月までの期間、平成 6 年 4 月から 7 年 5 月までの期間、同年 9 月から同年 10 月までの期間、8 年 6 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 2 月から同年 3 月まで
② 昭和 55 年 8 月から 56 年 3 月まで
③ 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで
④ 昭和 60 年 6 月から同年 9 月まで
⑤ 平成 6 年 4 月から 7 年 5 月まで
⑥ 平成 7 年 9 月から同年 10 月まで
⑦ 平成 8 年 6 月
⑧ 平成 8 年 12 月

私は、昭和 48 年ごろ、私の夫の勧めにより、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、毎月、私又は夫が納付書により市役所、郵便局又は銀行で給料日後に納付するよう習慣づけていた。ただし、夫が出張等で不在の時には 2、3 か月分をまとめて納付することや、納付書によらず現金のみで納付したこともあった。私は、保険料の領収書を 1 年間ぐらい保存した後、納付漏れがないかを確認した上で廃棄しているため、保険料を納付し忘れることはないにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされている。

申立期間①、②、③、④、⑤、⑦及び⑧について、委員会における当初の判断理由は、「未納記録が 7 回もあり、行政が続けて事務処理を誤ることは考え難い」、「記憶が曖昧である」としているが、当時の行政機関のコンピュータシステムは、必ずエラーが発生するものであり、決して「考え難い」ことではない上、国民年金被保険者が長期間前の個々の国民年金

保険料の納付について記憶することは不可能であり、「記憶が曖昧^{あいまい}」となることは当然であることから納得がいかないので、当該期間の保険料の納付が認められるよう、再度申立てを行う。

また、申立期間⑥は、第3号被保険者期間となったものの、前後の納付済期間と同様に国民年金保険料を納付しているはずであり、コンピュータシステムのエラーによる誤った処理により保険料が納付済みとされていないものと考えられ、納得がいかないので、再申立てに併せて追加申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④、⑤、⑦及び⑧について、申立人は、国民年金保険料について、申立人本人又はその夫が、市役所、郵便局又は銀行で、毎月又は遅延分を2、3か月まとめて納付したと主張しているが、各申立期間について、申立人は保険料の納付場所や納付金額等についての記憶が定かではなく、具体的な保険料の納付状況が不明であること、及び申立期間は7回に及び、特に申立期間①から④までの期間は比較的近接しており、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることは考え難いことにより、申立期間の保険料は納付されなかったものとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年8月12日付けで年金記録の訂正は必要ないとする決定通知が行われている。

今回の再申立て（申立期間①、②、③、④、⑤、⑦及び⑧）について、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付が認められるべきであるとする根拠として、行政機関のコンピュータシステムのエラーにより誤って事務処理されたものであること、及び被保険者の保険料納付についての記憶が曖昧^{あいまい}となることは当然であることを挙げているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこと、また、追加申立て（申立期間⑥）についても、上述した当該期間以外の申立期間と同じ理由により、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から53年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から53年10月まで

私は、平成9年7月ごろ、社会保険事務所（当時）から、「このはがきを持参して市役所の年金担当窓口にお越し下さい。」と記載されたはがきが届いたため、市役所に行った。その際、担当窓口の職員から「昭和52年3月から53年10月までの期間の国民年金保険料が未納になっています。今なら納付することができます。」と言われたことから、平成9年7月15日に金融機関で申立期間の保険料額を引き出し、同市役所の年金担当窓口で一括納付した。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年7月に申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録によると昭和44年4月から45年12月までの期間及び46年4月から52年2月までの期間は、厚生年金保険加入期間として平成12年に国民年金の記録に統合されていることから、当該統合までは、申立期間を含む昭和43年12月から53年10月までの期間は国民年金の未加入期間であったため、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年3月に払い出されていることが確認でき、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付するために引き出したとする貯金通帳を所持しているが、申立人が納付したとする金額は当時の申立期間の保険料と大きく相違しており、当該貯金通帳の記載をもって申立期間の保険料が納付されたと推認するのは困難であり、ほかに申立期間の国

民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）は無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、同番号に基づいて国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月、同年10月から7年3月までの期間及び13年7月から14年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月
② 平成3年10月から7年3月まで
③ 平成13年7月から14年5月まで

私の国民年金については、亡くなった私の父親が加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったはずである。私は、父親から、私の国民年金の加入手続や保険料の納付について具体的な話を聞いたことがあるわけではないが、申立期間については、父親が保険料を納付してくれていたと思っている。申立期間の保険料が未納及び免除された期間とされていることに納得がいかない。私の名前が別の読みで登録されていないかについても調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間全般について、申立人は当委員会へ提出した「年金記録に係る確認申立書等」に「国民年金の加入手続及び納付に関しましては、すべて父が私に代わって手続・納付をしてきていましたので、父本人でないと分からないのが現状です。」と記載しており、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の父親が既に他界していることを考え合わせると、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、オンライン記録において、申立期間①において申立人は厚生年金保険被保険者の期間とされていること、申立期間②の一部及び申立期間③は、申立人自ら申請により国民年金保険料の免除を受けている期間であることから、保険料を納付したはずとするその申立内容は不自然である。

さらに、申立人は、自身の記録について姓を読み誤って管理されている可能性を懸念しているが、申立人が改名をしていることをも踏まえオンライン記録で氏名検索を行った結果、申立人の性が別の読み方により記録されていることをうかがわせる形跡は見当たらず、申立人の旧名は現在の名前に変更された上で、申立人の基礎年金番号の記録として適切に管理されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4470

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成3年3月まで

私が学生だった20歳の時に市役所から国民年金に加入するように資料が送られてきたため、母親が市役所で私の国民年金の加入手続を行ったはずである。加入手続後の国民年金保険料については、母親が送られてきた納付書を使って郵便局や金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納及び未加入期間のため未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和60年*月ごろに、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったはずであると述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の国民年金被保険者の資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続時期は、平成3年4月から同年7月までの間と推認でき、申立内容とは合致しない上、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一の市に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたとは考え難く、その形跡も見当たらない。

また、オンライン記録によると、平成3年7月に、昭和60年4月から61年3月までの期間が国民年金の強制加入期間として申立人の被保険者資格記録が追加されていることが確認できることから、平成3年7月までは同記録が無く、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、ねんきん特別便に「資格を取得した年月日」が昭和60年*月と記載されていることから、同年同月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであると述べているが、資格取得年月日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日までさかのぼることか

ら、保険料納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4471

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から53年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から53年11月まで

私の母親が、私が20歳になった昭和46年*月ごろ、私の国民年金の加入手続を市役所で行った。その時発行された年金手帳を母親から見せられたように記憶しているが、現在所持している手帳は再発行されたものだと思う。

申立期間の国民年金保険料については、私の母親が市役所で納付していたと思うが、保険料額等については承知していない。私の国民年金の加入手続の2年後に母親が加入手続を行った弟については、きちんと記録されているので、私だけ申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和46年*月ごろ、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、その2年後にその弟の国民年金の加入手続も行い、兄弟二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張している。しかし、申立人及びその弟は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人及びその弟の国民年金の加入手続を行い保険料を納付したとする申立人の母親は既に他界していることに加え、申立人及びその弟は、保険料額などの具体的な記憶が無いことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人及びその弟の国民年金手帳記号番号が連番で昭和53年9月9日に払い出されていること、及び申立人の任意加入手続日が同年12月11日であることが確認できることから、この日に申立人とその弟について同時に国民年金の加入手続が行われたと推認でき、申立人に別の手帳記号番号が払

い出された形跡が見当たらないこと、及び申立人の母親が国民年金保険料と一緒に納付したとしている申立人の弟も申立期間の大半の保険料が未納となっていることを考え合わせると、申立人の国民年金の加入手続が46年*月ごろに行われたとは考え難く、申立期間について、申立人は、国民年金に未加入で、保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から平成 2 年 2 月までの期間及び 8 年 1 月から同年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月から平成 2 年 2 月まで
② 平成 8 年 1 月から同年 4 月まで

申立期間①については、私の親が、国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行ってくれたと思う。

申立期間②については、最初の勤務先を辞めた際に、自ら国民年金の手続を行った。国民年金保険料の納付書が郵送されてきたが、しばらくそのままにしていたら、納期限が過ぎてしまったので、役所に電話で問い合わせたところ、期限を新たに設定した納付書を送るのでそれを使用すれば納付できる旨を聞き、保険料は遅れても納付できることを知った。申立期間のうちの 1 か月分の保険料については、納付の最終期限を過ぎており、定年後に不足の 1 か月分の保険料を納付すれば、満額の年金の支給を受けられると言われた憶え^{おぼ}はあるが、未納期間が 40 か月もあるとは考えられない。

確かに国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金の加入と国民年金保険料の納付義務が 20 歳から生じるのであれば、必ず親が加入手続と保険料の納付を行ったはずであると主張している。しかし、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、当時の状況が不明であることに加え、申立期間①当時においては、学生は任意加入とされていたことから、申立人の主張と一致しない。

また、申立期間②について、申立人は、平成 8 年 1 月に会社を退職した後

に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったとしている。しかし、申立人は、さかのぼって国民年金保険料を納付したことしか記憶が無く、申立期間②当時の居住地についても定かではないとするなど記憶が曖昧であることから、国民年金への切替手続及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が平成9年2月に再就職した会社を退職した直後に、国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行っていれば、申立期間②の保険料を納付することが可能である。しかし、申立人のオンライン記録では、最初の保険料の納付日が10年9月であり、9年2月以降の保険料納付済とされている月の保険料納付日はすべて10年9月より後の日付であることから、申立人が初めて国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を始めたのは同年同月であったと考えられること、及び同年同月に初めて国民年金に関する記録が入力されたことが確認でき、その際にさかのぼって申立期間①及び②について、保険料が未納と記録訂正されていることを踏まえると、当該期間は未加入期間で、保険料を納付することができなかった期間であると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から同年9月までの期間及び49年1月から54年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月から同年9月まで
② 昭和49年1月から54年2月まで

私は、結婚した際、夫と年齢が離れているため、将来は年金が大切だと考え、国民年金に加入した。国民年金の加入手続や納付方法などは記憶に無いが、国民年金保険料の納付は欠かしたことがなく、申立期間①及び②が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和48年3月ごろ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を欠かさず納付してきたとしているが、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付方法等について具体的に記憶しておらず、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間当時においては、申立人は、その夫が厚生年金保険の被保険者であったため国民年金への加入は任意であり、申立人が国民年金に任意加入した時期は、申立人の国民年金手帳、特殊台帳及びオンライン記録が共に、昭和54年3月とされていることから、同年同月と推認できる。任意加入の場合にはさかのぼって被保険者資格を取得し、国民年金保険料を納付することは制度上できないことに加え、結婚後も同一市内に継続して居住している申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出される事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人は国民年金に未加入であり、保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4474

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から平成3年3月まで

昭和63年6月に、海外の学校を卒業し、父親から国民年金に加入するよう勧められたため、父親に頼み、同年7月ごろ、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

父親が、昭和63年7月ごろ、銀行で私名義の預金口座を開設し、同銀行の預金口座からの振替により、申立期間のうち、同年同月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間のうち、昭和59年5月から63年6月までの期間の保険料は、同銀行の預金口座を開設した時に、まとめて納付した。

申立期間が未加入及び未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとするその父親は、既に他界しており、申立期間当時の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、その父親が、昭和63年7月ごろに国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料を口座振替により納付したとしているが、申立人の主張どおりであれば、納付済みとなっている申立期間直後の平成3年4月以降の保険料も口座振替により納付されているはずであるが、オンライン記録では、同年同月から同年7月までの保険料は、4年2月に口座振替以外の方法で納付されており、不自然である上、申立人が申立期間当時、住民登録していた区の被保険者名簿には、申立人の保険料が口座振替により納付開始された時期は3年10月と記載されていることに加え、銀行から提供さ

れた取引記録においても、その預金口座の開設は元年7月とされているほか、申立期間のうち、昭和63年7月から平成3年3月までの期間の保険料の口座振替の記録は確認できないなど、申立内容と合致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年8月に払い出されており、申立人の主張と一致せず、申立期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じ、同一区内に継続して住民登録しているため、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から10年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から10年2月まで

私は、平成5年10月に会社を辞めた後、時期は分からないが、区役所で国民年金の加入手続を行い、銀行で納付書により、国民年金保険料を納付していたと思う。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年10月に会社を辞めた後、行ったとする厚生年金保険から国民年金への切替手続の時期や方法、その後6年11月及び9年12月に転居した際の住所変更手続、申立期間の国民年金保険料額や同年3月に勤務先が変わってからの保険料の納付場所などを憶^{おぼ}えておらず、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、平成10年3月に、厚生年金保険の被保険者資格を取得した際、既に払い出されていた厚生年金保険被保険者記号番号で付番されているが、仮に申立期間に申立人が国民年金に加入していた場合、国民年金手帳記号番号が申立期間中の9年1月に基礎年金番号として付番されることになるため、申立期間当時国民年金に加入していたとするのは不合理である。

さらに、上記のことから申立期間は未届けによる未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であると考えられ、申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の一部は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られている

ことから、同期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4476

第1 委員会の結論

申立人の平成13年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月

私は、平成13年1月ごろ、退職後に転居したため、転居後の住所地の区役所で、国民健康保険及び国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、加入手続後に送られてきた納付書で納付した。

申立期間が、未加入で国民年金保険料を納付していないとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年1月ごろに区役所で国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、その後送られてきた納付書により、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、i) その当時申立人が居住していた区において申立人が国民健康保険に加入していた事実はないことが確認できること、ii) 申立人は、国民年金加入手続時に区役所に年金手帳を提出し、その手帳には何も記載されなかったと述べているが、区役所において、国民年金の加入手続を行った者の年金手帳に、加入記録の記載を行わないことは、通常考えにくいこと、iii) 申立人は、申立期間の保険料の納付場所、納付金額等についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務が電算処理により行われていた状況において、金融機関や行政機関において事務処理が適切に行われなかった可能性は低い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4477

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から 63 年 3 月までの期間及び同年 4 月から平成 2 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月から 63 年 3 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 10 月まで

私は、時期は不明だが、父親が経営する会社に勤務していた事務担当者又は母親が、区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。また、私は、時期は定かではないが、銀行で国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶があり、そのほかの期間については、勤務していた父親が経営する会社の給与から控除されていたと思う。申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が経営する会社に勤務していた事務担当者又は申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと思うと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、事務担当者及び申立人の母親から直接話を聞くことができないことから、申立期間①及び②当時の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人は、銀行で国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶があり、そのほかの期間については、勤務していた父親が経営する会社の給与から控除されていたと思うと主張しているが、申立人は、保険料の納付方法、納付金額及び納付時期についての記憶が定かではないことから、申立期間①及び②当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 6 月ごろに払い出されており、申立期間②直後の 2 年 11 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料が 4 年 12 月に納付されていることが確認できることから、申立人がさかの

ぼってまとめて納付したのは、同期間の保険料であると考えるのが合理的である上、申立人が勤務していた会社が、申立人の保険料を給与から控除し、それを納付することは、通常考えにくい。

加えて、申立期間①については、申立人が 20 歳に到達する前の期間であることから、申立人は、国民年金に加入することはできず、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

その上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 9 月まで

私は、昭和 51 年 4 月に引っ越した際には、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、しばらくして国民年金保険料の納付書が送られてきた。最初の納付書は無視したが、再度、同じ納付書が送られてきたので、区役所の支所で保険料を納付した。その後、52 年 10 月に引っ越すまで、何回か保険料を納付した。申立期間の保険料は納付していたはずであり、申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 4 月に引っ越した際には、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、しばらくして国民年金保険料の納付書が送られてきたので、区役所の支所で保険料を納付したと主張しているが、国民年金の加入手続を行っていないにもかかわらず、保険料の納付書が送付されることは考え難い上、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が無いとしていることから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 6 月に払い出されており、申立人が申立期間当時居住していた区において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録では、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、同年 4 月とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から同年10月までの期間及び4年11月から6年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月から同年10月まで
② 平成4年11月から6年4月まで

私は、今までに何度か転職しており、次の会社に就職するまでの間は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料についても納付しているはずであるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、今までに何度か転職しており、次の会社に就職するまでの間は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った場所や保険料の納付時期、納付場所、納付方法及び納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間①及び②当時の厚生年金保険から国民年金への切替状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間①及び②の国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の記録は、平成13年3月に追加されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人が、申立期間①及び②当時、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、当該期間の国民年金保険料を納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 6 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 50 年 3 月まで

私が 20 歳になってすぐの昭和 46 年*月ごろに、母親が、市役所の出張所で、私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。その後、母親が、市役所の出張所で、3 か月ごとに、私、父親及び母親の 3 人分の国民年金保険料を納付していた。途中からは自宅に来た集金人に 3 人分の保険料を納付していた。私は、申立期間の途中で厚生年金保険に加入していた時期もあるが、母親がずっと私の保険料を納付していたはずであるので、申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になってすぐの昭和 46 年*月ごろに、その母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人及びその両親の 3 人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとするその母親は、既に亡くなっていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きは、昭和 50 年 9 月ごろに行われたものと推認でき、国民年金の加入手続き時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持している年金手帳では、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和 46 年 6 月とされており、申立人が国民年金の加入手続きを行ったと推認される 50 年 9 月ごろであれば、申立期間の国民年金保

険料は、過年度納付等によりさかのぼって納付することが可能であるが、申立人は、その母親が、保険料をさかのぼって納付したことはないと述べている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から59年3月までの期間及び同年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年6月から59年3月まで
② 昭和59年4月から60年3月まで

私は、昭和59年4月1日に区役所で国民年金の加入手続を行った。その際、区役所の職員から、20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付することができることと教えられたので、国民年金の被保険者資格取得時期を56年*月としてもらった。

その後、母親が、申立期間①の国民年金保険料をさかのぼって納付し、申立期間②の保険料も納付してくれたはずであるにもかかわらず、申立期間①が未加入とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年4月1日に区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、61年4月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立人の主張と一致しない上、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする59年4月から手帳記号番号の払出時期を通じて、申立人は同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続時に、国民年金の被保険者資格取得時期を昭和56年*月としてもらったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録では、申立人の被保険者資格取得時期は、59年4月とされていることから、申立期間①は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、その母親が、申立期間①の国民年金保険料をさかのぼって納付し、申立期間②の保険料も納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和 61 年 3 月ごろに行われたものと推認できることから、その時点では、申立期間②の保険料もさかのぼって納付するしかない。しかし、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、また、申立期間①及び②の保険料を納付したとするその母親は、申立人が 20 歳になった 56 年*月から保険料を毎月納付していたので、さかのぼって保険料を納付したことはないと述べており、申立期間①及び②の納付状況は不明である。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4482

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 59 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 59 年 2 月まで

私は、父親に勧められて、昭和 54 年 4 月ごろに市役所で国民年金の加入手続きを行ったと思う。申立期間の国民年金保険料については、金融機関で口座振替により毎回 3,000 円ぐらいを納付していたはずである。5,000 円を超えると学生にとっては負担が重かったことから、1 回の口座振替額は 5,000 円を超えなかったと記憶している。保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 4 月ごろに国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続きが行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の加入日から 62 年 4 月ごろであると推認できる上、申立人が所持する年金手帳は、申立人が 59 年 3 月に就職した会社で厚生年金保険に加入した際に発行されたものであり、申立人は、ほかに年金手帳を所持した記憶は無いとしていることから、申立内容と一致しない。

また、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがうことができず、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人から聴取しても、加入手続きの時期及び納付時期についての記憶が定かではなく、国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が不明であるとともに、申立人が納付したとする金額も、申立期間当時の保険料額と乖離^{かいり}している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無い上、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から5年3月まで

私が20歳になった平成元年*月ごろに、市役所から国民年金の案内が届き、母親が、市役所で私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料についても、母親が納付していたはずであるのに、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成元年*月ごろに、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親は、申立人の国民年金の加入手続時期についての記憶や保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年6月に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録では、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、平成7年8月とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から同年3月までの期間及び7年1月から8年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年2月から同年3月まで
② 平成7年1月から8年5月まで

私が20歳になった平成元年*月に、父親が市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、納付時期は分からないが、父親が市役所又は金融機関で納付していたはずである。申立期間②については、父親が市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、市役所又は金融機関で保険料を納付していたはずである。申立期間①及び②が未加入で保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は加入手続等に直接関与しておらず、申立人の加入手続等を行ったとするその父親から証言を得ることはできないことから、申立期間①及び②当時の国民年金の加入状況、切替状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間①及び②の前後を通じて同一地域に居住し続けており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月から平成3年3月まで

私が20歳になったころ、私の父親が、当時居住していた区の区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、父親か母親が、両親、姉、及び兄の国民年金保険料と一緒に、私の保険料も納付していたはずである。父親又は母親が、申立期間の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、自身が行っていないと述べており、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその父親は既に他界していることから、申立期間当時の加入状況は、不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号の直前の番号の被保険者の20歳での新規資格取得は、平成3年9月であることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、少なくとも同年同月以降と推認され、昭和56年ごろに加入手続を行ったとする申立内容と合致しない。

また、申立人は、初めて受け取った年金手帳は、現在所持しているオレンジ色の手帳であるとしているが、その手帳には、国民年金の「初めて被保険者になった日」は平成3年8月27日と記入されていることに加え、オンライン記録によると、平成5年5月に、申立期間について国民年金の強制加入期間として被保険者資格記録が追加処理されていることが確認できることから、同年同月より前は、資格記録が無く、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたとは考えにく

く、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、新たな証言や証拠を得ることができず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 9 月まで

私は、昭和 61 年当時に勤めていた会社か両親に勧められて、同年か 62 年に市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、その後市役所か銀行で納付していたはずである。国民年金に未加入とされ保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所で国民年金の加入手続を行い、市役所又は金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、加入手続時期や保険料の納付方法の記憶が曖昧であるなど、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が、申立期間当時手続を行ったとする市で、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間について、申立人は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から同年5月までの期間及び7年10月から8年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月から同年5月まで
② 平成7年10月から8年5月まで

私は、申立期間①について、平成5年3月に、それまで勤めていた会社を退職し、区役所で国民年金の加入手続を行った。同年6月か同年7月ごろ、未納分の国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、同年9月ごろまでに、未納分の保険料を郵便局で一括納付した。

また、申立期間②について、平成7年10月に、それまで勤めていた会社を退職し、区役所で国民年金の加入手続を行った。8年7月か同年8月ごろ、未納分の国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、同年10月ごろまでに、未納分の保険料を郵便局で一括納付した。

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、平成5年3月に国民年金の加入手続を行い、同年9月ごろまでに国民年金保険料を納付し、申立期間②について、7年10月に加入手続を行い、8年10月ごろまでに保険料を納付したと述べているが、申立人の基礎年金番号は、9年11月に厚生年金保険被保険者記号番号で付番され、その記録に基づいて国民年金被保険者資格記録が作成されており、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いことから、同年同月より前は申立期間①及び②の保険料を納付することはできず、申立内容に齟齬がみられる。

また、申立期間②についての国民年金の加入手続が、申立人が述べている

ように平成7年10月に行われた場合、9年1月に導入された基礎年金番号が国民年金手帳記号番号で付番されることになるため、厚生年金保険被保険者記号番号で付番されているのは不自然である。

さらに、国民年金の被保険者資格記録が作成されたのは、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月、同年5月、11年6月、14年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月及び同年5月
② 平成11年6月
③ 平成14年4月及び同年5月

私は、5、6年前に、社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、未納は無いと言われた。申立期間の保険料をどこでどのように納付したのかは憶えていないが、保険料を納付し忘れた記憶も無いので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人は、申立期間①、②及び③の保険料の納付場所、納付金額等の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①及び②は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくく、申立期間③は、14年4月に保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、申立人に誤った納付書の発行、記録漏れ又は記録誤り等がなされたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 54 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 54 年 4 月まで

私は、20 歳になる前から、両親に、「20 歳になったら、国民年金に加入しなさい。」と言われていたので、20 歳になった昭和 51 年*月に、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、市役所の窓口で、毎月 3,800 円から 4,500 円ぐらいを納付書により納付していた。結婚した 54 年 5 月に、夫に私の年金手帳を渡し、第 3 号被保険者への種別変更手続を行ったが、その手帳は紛失してしまった。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和 54 年 5 月に、第 3 号被保険者への種別変更手続を行うために年金手帳を夫に渡し、その手帳は紛失してしまったと主張しているが、第 3 号被保険者制度が創設されたのは 61 年 4 月であり、申立内容と合致しない上、申立人の夫は、当時、申立人の国民年金について手続を行ったかどうか分からないと述べている。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料額について、3,800 円から 4,500 円ぐらいを毎月納付したと主張しているが、この金額は、申立期間当時の保険料月額と乖離^{かい}している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 1 月に払い出されていることが確認でき、申立期間は未加入で国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から3年3月まで
平成元年12月ごろに、母親が、区役所の窓口で私の国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間の国民年金保険料については、母親が納付していたと思う。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年12月ごろに、その母親が、区役所の窓口で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親は、加入手続の時期や保険料の納付方法、納付金額等について憶^{おぼ}えていないと述べていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年度に払い出されていることが確認できることから、申立人の加入手続時期についての主張と一致しない上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に住所を有しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から 55 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から 55 年 1 月まで

私は、結婚後の昭和 55 年 1 月か同年 2 月に夫に頼んで区役所の支所で国民年金の加入手続きを行い、その際に過去の国民年金保険料をさかのぼって納付できると聞いたので、後日、夫に 53 年 1 月からの保険料をまとめて納付してもらった。納付した金額については、まとまった金額であったとしか思い出せない。同年同月から 55 年 1 月までの 25 か月分の保険料をまとめて納付したはずであるにもかかわらず、53 年 1 月と同年 2 月の保険料のみが納付済みとされ、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 1 月又は同年 2 月に国民年金の加入手続きを行った後、申立期間を含めて 53 年 1 月から 55 年 1 月までの国民年金保険料をまとめて納付したと主張しており、確かに、申立人は、同年 2 月に国民年金に任意加入したと推認でき、53 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料が納付されていることも認められる。しかしながら、同年 3 月に結婚した申立人の夫が厚生年金保険に継続して加入していたことから、同年同月から 61 年 3 月までの期間においては、申立人は国民年金への加入が任意であり、任意加入の場合には、制度上、任意加入を申し出た日、すなわち加入手続き日が任意加入被保険者としての資格取得日とされ、結婚した 53 年 3 月にさかのぼって、被保険者資格を取得することも保険料を納付することもできないことから、申立期間については、国民年金に未加入で保険料を納付することができなかった期間であると考えられる。

また、申立人は、20 歳到達時の昭和 49 年*月から結婚直前の 52 年 12 月

までのうち、学生であった 49 年*月から 50 年 3 月までの期間及び厚生年金保険に加入していた 51 年 1 月から 52 年 7 月までの期間を除いて国民年金に加入する義務があり、これらの期間については、申立人が 55 年 2 月に任意加入した際に交付された年金手帳においても、強制加入期間として記載されている。しかし、申立人は、結婚前においては、国民年金に加入した形跡が見当たらないことから、同年同月の任意加入を行った時点で、強制加入期間のうち、時効により納付義務が消滅していない 53 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料のみを納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を任されていた申立人の夫は、さかのぼって納付した金額についての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 6 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月から 59 年 3 月まで

私が結婚した昭和 54 年 6 月に、妻が、市役所で私と妻の国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。その後、妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和 54 年 6 月に、その妻が、申立人夫婦の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、60 年 4 月ごろに連番で払い出されており、その前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人夫婦の国民年金の加入手続は、同年 3 月ごろに行われたものと推認でき、加入手続を行った時期が申立人の主張とは一致しない上、申立人夫婦は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続後、その妻が、申立人夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人夫婦の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 60 年 3 月に、その時点では同一年度である申立期間直後の 59 年 4 月から 60 年 3 月までの申立人夫婦の保険料が一緒に納付されていることが、オンライン記録により確認できるが、申立人の妻の申述からは、申立期間の保険料まで納付したとする事情はうかがえなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 11 月から 56 年 3 月までの期間、同年 7 月から 57 年 1 月までの期間、同年 3 月から同年 4 月までの期間及び 59 年 10 月から 60 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 11 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 56 年 7 月から 57 年 1 月まで
③ 昭和 57 年 3 月から同年 4 月まで
④ 昭和 59 年 10 月から 60 年 9 月まで

私は、20 歳になった昭和 52 年*月に、勤務先の先輩から、「厚生年金保険の適用事業所ではないので、国民年金に加入しなければならない。」と言われ、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、納付書により 2 か月に 1 度、1 万円から 1 万 4,000 円ぐらいを郵便局で納付していた。

申立期間②、③及び④については、会社を退職後すぐに、年金への加入期間が途切れないように国民年金の再加入手続を区役所で行った。再加入手続後、自宅に納付書が届いたので、郵便局で 2 か月に 1 度、1 万円から 1 万 4,000 円ぐらいを納付していた。

申立期間①、②及び④が未納とされ、申立期間③が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 52 年*月に区役所で国民年金の加入手続を行い、郵便局で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、加入手続の際に年金手帳を交付された記憶が無い上、納付していたとする保険料額は、申立期間①当時の金額と乖離^{かい}している。

また、申立期間②、③及び④について、申立人は、会社を退社した都度、

区役所で国民年金の再加入手続を行ったと主張しているが、申立人は、申立期間②、③及び④を通じて同一区内に居住し続けており、同一の行政機関が複数回事務処理を誤ることは考えにくい。

さらに、申立人は、昭和 52 年*月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、61 年 5 月に払い出されていることが確認できることから、当時、申立期間①、②、③及び④は未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から3年3月までの期間、5年9月から6年3月までの期間及び10年12月から14年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年2月から3年3月まで
② 平成5年9月から6年3月まで
③ 平成10年12月から14年2月まで

私は、それまで勤めていた会社を退職後、いつ、どこで行ったか憶えていないが、母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料の大半は、母親が納付し、一部私も納付したと思う。

私は、申立期間①及び②が未加入であって、申立期間③の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、それまで勤めていた会社を退職後、その母親が国民年金の加入手続きを行い、その母親又は申立人自身が国民年金保険料を納付していたと述べているが、その母親及び申立人は、国民年金の加入手続きの状況、保険料の納付状況について全く憶えていないと述べており、当時の状況を確認することができない。

また、申立期間①及び②について、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月に厚生年金保険被保険者記号番号で付番されており、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、当該期間は国民年金の加入に係る届出がなされておらず、未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間③は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい

上、申立人は、申立期間を通じて3つの異なる市区町村に居住しており、複数の行政機関が続けて事務処理を誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から2年3月までの期間及び11年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年10月から2年3月まで
② 平成11年1月から同年3月まで

申立期間①について、私は、会社を退職後の平成元年秋ごろ市役所で国民年金の加入手続を行ったが、国民年金保険料については、それからしばらくたった時期に6か月分をまとめて納付した。

申立期間②について、私は、平成6年10月に2度目の会社を退職した後、市役所で国民年金への切替手続を行い、現在に至るまで未納がないように国民年金保険料を納付し続けてきている。現に市役所が発行した「平成12年中国民年金支払額」についての通知を所持している。

欠かさず国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成元年秋ごろに市役所で国民年金の加入手続を行い、その後しばらくして保険料を納付したと主張している。しかし、申立期間①当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が実際に国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の加入手続日から、再就職した会社を辞めた平成6年10月から同年12月までの期間と推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人は、平成6年の加入手続の際に元年10月にさかのぼって第1号被保険者資格を取得したと考えられることから、申立期間①について、申立人は、当該加入手続を行うまでは国民年金に未加入であり、国民年金保険

料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、市役所からの「平成 12 年中国民年金保険料支払額」の通知を申立期間②の国民年金保険料を納付した証拠として提出しており、確かに当該通知に記載された保険料額は、申立期間②当時の保険料月額の 24 か月分に相当する額である。

しかし、上記の市では、当該通知に記載された額は、平成 12 年 1 月から同年 12 月までの間に同市に現年度保険料として納付された額であり、申立期間②の保険料は、当該通知に含まれることはないとしていることに加え、当該通知に記載された金額は、11 年 4 月から 12 年 3 月までの 12 か月分の保険料を同年 1 月に納付した額、同年 4 月及び 5 月の 2 か月分の保険料を同年 5 月に納付した額、同年 6 月から同年 10 月までの 5 か月分の保険料を同年 8 月に納付した額並びに同年 11 月から 13 年 3 月までの 5 か月分の保険料を 12 年 10 月に納付した額の合計額と一致しており、当該通知をもって申立期間②の保険料を納付したと認めることはできない。

さらに、申立期間②は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号導入後の期間であり、国民年金保険料の収納事務が電算処理により行われた中で、金融機関や行政機関において事務処理に誤りがあったとは考えにくいことに加え、基礎年金番号を活用した記録管理が本格的に開始された期間でもあることから、記録管理の信頼性はさらに向上しているものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月から 48 年 3 月まで

私の父親は、私が 20 歳になった昭和 46 年ごろに、私の国民年金の加入手続を行った。当時、私は大学に在学中であり、その手続のために大学から在学証明書を発行してもらったことを憶えている。国民年金保険料の納付については、私は関与していないので分からないが、父親が会社で納付していたのかも知れない。保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 46 年ごろに、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその父親は既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳の様式は、昭和 49 年 11 月以降に発行されたものであり、その年金手帳には国民年金手帳記号番号の記載は見当たらない上、申立人はほかに年金手帳を所持した記憶は無いとしていることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から48年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められず、同年4月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月から48年3月まで
② 昭和48年4月から61年3月まで

私は、会社を退職した昭和41年12月ごろに、市役所の窓口で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った。その際に、付加年金にも加入し、第3号被保険者となる直前の61年3月まで継続して付加保険料を含む国民年金保険料を金融機関で納付していたことを憶えている。

申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和41年12月ごろに、市役所の窓口で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、納付書により金融機関で付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間①の年度別納付状況リストでは、申立人の定額保険料及び付加保険料の納付記録は見当たらない上、申立人が当時居住していた区では、45年7月から納付書による納付制度が導入されていることから、申立内容と一致しない。

また、申立期間①について、申立人は、昭和41年12月ごろに、付加年金の加入手続きも行ったと主張しているが、付加年金制度は45年10月から導入されていることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立期間②について、定額保険料と付加保険料は一枚の納付書で合計額を納付する仕組みであったことから、定額保険料と付加保険料を一緒に納付していながら、定額保険料については納付済みとなり、付加保険料については未納となることは考え難い。

加えて、申立期間は 232 か月に及び、かつ、申立人は、二つの異なる行政区にまたがって居住しており、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

その上、申立人が申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものとは認められず、申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月まで

私が学生であった昭和 57 年 7 月ごろに、父親が私の国民年金の加入手続を行ったはずである。加入手続後の国民年金保険料については、納付金額、納付時期及び納付方法は分からないが、私の両親が納付してくれていたと思う。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 7 月ごろに、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその父親は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳には、国民年金の被保険者資格取得日が平成 2 年 4 月と記載されており、申立人は、この年金手帳以外の年金手帳を両親から渡された記憶も無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年同月に払い出されていることが確認でき、同年同月より前の申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 6 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月から 59 年 3 月まで

私が結婚した昭和 54 年 6 月に、私と夫が婚姻届を市役所に提出に行った際、私と夫の国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。申立期間当時の国民年金保険料額は憶えていないが、私が信用金庫へ行き、2 か月ごとに夫婦二人分を一緒に納付書で納付した。国民年金の加入手続後、私が、夫婦二人分の保険料をずっと納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和 54 年 6 月に、申立人夫婦の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、60 年 4 月ごろに連番で払い出されており、その前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人夫婦の国民年金の加入手続は、同年 3 月ごろに行われたものと推認でき、加入手続を行った時期が申立人の主張とは一致しない上、申立人夫婦は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続後、申立人夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人夫婦の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 60 年 3 月に、その時点では同一年度である申立期間直後の 59 年 4 月から 60 年 3 月までの申立人夫婦の保険料と一緒に納付されていることが、オンライン記録により確認できるが、申立人の申述からは、申立期間の保険料まで納付したとする事情はうかがえなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 4160

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 12 月 1 日から 23 年 4 月 1 日まで

私は、B 県から 10 名ほどで C 県に出て、季節工として 4 か月間の契約で、A 社で働いていたが、厚生年金保険の記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、10 名ほどの同僚と一緒に A 社で昭和 22 年 12 月 1 日から 23 年 3 月 31 日まで勤務していたと申し立てているが、申立人が唯一名前を覚えている同僚は既に死亡しており、勤務等について証言を得ることができない。

また、A 社は、申立人の勤務及び保険料控除について資料が無く不明と回答している上、申立期間の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人及び当該同僚の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、給与支払日及び厚生年金保険料控除についての具体的な記憶が無いほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料も無い。

加えて、厚生年金保険法第 12 条では、4 か月を超えない季節的業務に使用される者は厚生年金保険の被保険者とならない旨が規定されており、申立人の主張する勤務期間からみると、申立人は当該規定により、被保険者の適用除外に該当していたものと判断される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から28年5月1日まで
② 昭和29年5月1日から32年6月1日まで
③ 昭和49年6月から50年3月1日まで

私は、A組合B支部に勤務していた期間のうち、申立期間①から③までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。保険料は控除されていた記憶があるので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の高校の同級生2名は、「申立人は、高校を卒業した翌月の昭和27年4月にA組合B支部に就職した。」と証言している。また、申立人の上司の妻は、「夫は、A組合B支部が開設された昭和25年ごろから同組合の専従職員として勤務していた。私は、夫の勤務先で月に2、3日程度ボランティアをしていたため、申立人をよく記憶している。申立人は、27年4月から出産をした35年*月までの間、同組合B支部で勤務していた。」と証言していることから、申立人が当該期間において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A組合B支部は、申立人のほか、支部長及び書記長の3名で運営されており、オンライン記録において、この2名の厚生年金保険被保険者記録は確認できるが、支部長は、申立人が就職する以前から同組合同支部で勤務をしていたにもかかわらず、昭和28年4月1日に資格を取得し29年11月30日に喪失、その後35年1月1日に再度取得している上、書記長は、32年6月1日に資格を取得しており、それ以前の被保険者記録は無いことが確認できる。

また、上記の支部長及び書記長は既に死亡しており、申立期間当時の厚

生年金保険の取扱い等について、供述を得ることができない。

申立期間③について、申立人は、「A組合B支部で勤務をしていた事務担当者が病気退職のために入れ替わりで復職した。」と述べているところ、オンライン記録において当該事務担当者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、申立期間より後の昭和50年3月14日であることが確認できる。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月ごろから 34 年 6 月ごろまで
② 昭和 35 年 4 月ごろから 36 年 12 月ごろまで
③ 昭和 36 年 12 月ごろから 37 年 12 月ごろまで

私は、申立期間①には、A社に勤務する親戚に紹介され、同社でD業務をしていた。

申立期間②には、B社においてE業務をしていた。

申立期間③には、C社においてF業務をしていた。

厚生年金保険の記録では、申立期間①、②及び③に勤務していた各事業所の厚生年金保険の被保険者期間が無い。

これらの申立期間は、いずれも厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料も給与から控除されていたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に厚生年金保険の被保険者として勤務したと述べている。

しかしながら、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 38 年 10 月 1 日であり、当該期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が一緒に働いていたとする実兄についても、オンライン記録において、当該期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

申立期間②について、勤務期間の特定はできないものの、申立人が所持するB社に係る名刺から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は「昭和 36 年 12 月まで在籍した。」と主張して

いるものの、申立人から提出された申立期間③に係るC社での勤務中に撮影したとする写真には、「昭和36年10月」と記されていることから、申立期間②のうちの同年10月以降の期間については、申立人はB社に勤務していなかったことがうかがえる。

また、当該期間においてB社で厚生年金保険被保険者となっている複数の者に照会したが、いずれも申立人を知らないと供述している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が入社したとする昭和35年4月1日の前後1年間に申立人の氏名は見当たらず、当該期間の整理番号に欠番も無い。

加えて、オンライン記録において、申立人は、当該期間の一部において国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

また、B社は既に解散しており、同社の営業譲渡を受けた事業所は、同社の人事関係資料等はすべて廃棄したと回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

申立期間③について、申立人は、C社において、F業務をしていたと述べている。

しかしながら、申立人は当時の上司及び同僚を記憶していない上、当該期間においてC社で厚生年金保険被保険者となっている複数の者に照会したが、いずれも申立人を知らないと供述している。

また、当該期間にC社に勤務していた同僚は、「F業務をする人の中には厚生年金保険の被保険者もいたが、厚生年金保険に加入しない人も雇っていた。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間①から③までについて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月31日から28年12月ごろまで
私は、A社B工場を昭和28年12月ごろに退職した。入社から退職まで、業務内容や勤務形態に変化は無かった。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、27年8月31日に資格を喪失したことになっている。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚に照会したものの、申立人が、申立期間にA社B工場に勤務していたことを確認できる具体的な証言を得ることはできなかった。

また、A社B工場を承継するC社が保管する厚生年金保険被保険者台帳において、申立人の資格喪失日は昭和27年8月31日と記載されており、オンライン記録の資格喪失日と一致していることが確認できる。

さらに、C社は、「A社B工場が作成した厚生年金保険被保険者台帳のほか、申立人に係る当時の資料等はないが、当該台帳に記載されている資格喪失日以降については、給与から厚生年金保険料を控除しているはずはない。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 21 日から同年 10 月ごろまで
② 昭和 31 年 1 月から同年 12 月まで
③ 昭和 32 年 1 月ごろから 33 年 12 月ごろまで

私は、A社（現在は、D社）B工場に臨時社員として3度勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録では、1度目の勤務については実際の勤務した期間より早く被保険者の資格を喪失している。また、2度目及び3度目の勤務については被保険者となっていない。当時、厚生年金保険等、社会保険が完備されていたので、同社B工場に勤務したことを覚えている。調査をして申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は厚生年金保険の被保険者資格の喪失日以降の昭和 30 年 10 月ごろまでA社B工場に勤務していたと記憶しており、同年 5 月 2 日に行われたCへの慰安旅行の写真を所持しているところ、写真には、正社員の7名と、申立人及び申立人が名前を記憶している臨時社員が写っていることが確認できる。

しかしながら、写真に写っている同僚である臨時社員の資格喪失日は、申立人と同じく旅行前の昭和 30 年 4 月 21 日であることがA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

また、申立人の資格取得日の前後に資格を取得し、申立人の資格喪失日の前後に資格を喪失した複数の同僚は、「新工場ができて業務が拡大したため人員が必要になり募集があった。最初から半年間の期間が定まった雇用契約だった。」、「臨時採用者は、翌年に正社員が入社してくるまでの

雇用契約だった。4月になると新入社員が入社してきたので大勢の臨時社員が順番に辞めていった。」「臨時採用者は全員順番に解雇されていき、継続雇用された者はいないはずだ。」と供述している。

申立期間②及び③について、申立人は、従事していた業務を鮮明に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人がA社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が申立期間②及び③における上司や、一緒に勤務していたとする臨時社員のフルネームを記憶していないため当時の状況について照会することができない。

また、上記被保険者名簿に被保険者記録のある複数の臨時社員に照会したところ、「自分も、複数回、A社B工場に勤務したが、2回目以降は被保険者期間となっていない。」「何回か勤務しているが、記録が足りない。」などと供述しており、勤務した期間や回数に対して、厚生年金保険被保険者期間が足りないとする者が多数いることが確認できる。

さらに、D社は、現在同社B工場に保管されている台帳に申立人の名前は無いとしており、ほかに確認できる資料も無いため申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る事情を確認することはできない。

このほか、申立人は、申立期間①から③までにおいて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を所持しておらず、保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月7日から7年1月4日まで

私は、平成元年4月にA社に入社し、7年4月25日に退職するまで継続して勤務していた。試用期間はあったが、元年6月から厚生年金保険に加入していたはずである。

ところが、A社に係る厚生年金保険被保険者期間は、平成7年1月4日に同社の関連会社であるB社で被保険者資格を取得し、同年4月3日に資格を喪失している記録になっており、元年6月から7年1月4日までの被保険者期間が欠落している。

私が経理事務をしていたので、給料から厚生年金保険料を控除して、保険料納付も自分で担当していた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、A社において平成元年6月7日に資格を取得し、4年11月30日に離職、同年12月1日にB社において資格を取得し、7年4月25日に離職となっていることから、申立人が、当該期間においてA社及びB社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の同僚は、「当時、雇用保険には加入していたが、厚生年金保険にはなかなか加入させてもらえず、何度も頼んで、やっと加入させてもらった。」と証言しているところ、当該同僚については、雇用保険の被保険者資格取得日から約2年6か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人が提出したA社及びB社の社員名簿に記載されている53名について、オンライン記録により厚生年金保険被保険者資格の取得日を

調査したところ、31名が同名簿に記載されている入社日から1か月ないし1年3か月経過後に厚生年金保険に加入している上、12名が厚生年金保険に加入していなかったことが確認できることから、当時、A社及びB社の事業主は、厚生年金保険への加入について、個人ごとに異なった取扱いをしていたことがうかがわれる。

さらに、当時のA社及びB社の事業主に文書照会を行ったものの、回答を得ることができず、給与関係書類等を確認することができない上、申立人も、当時の保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月から 35 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 27 年 9 月 10 日から 60 年 10 月 31 日に退職するまで、一貫して A 社に勤務し、各現場において工務員として業務を行っていた。最初の 1 年ぐらいは臨時雇用であったと思うが、会社発行の 34 年分の納税証明書を保管しており、それには社会保険料控除額について明記してある。このころから厚生年金保険被保険者であったはずであるので、申立期間について調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社提出の社会保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人の同社での厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和 35 年 4 月 1 日と記載されていることが確認できる。

また、厚生年金手帳記号番号払出簿から、申立人の A 社における被保険者記号番号は、昭和 35 年 4 月 1 日に払い出されていることが確認できる。

さらに、申立人と同時期に A 社 B 支店で厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚は、最初の採用は臨時的なものであり、2 年から 5 年の臨時雇用の後、採用通知書が交付され正式に採用となり、同時に被保険者資格を取得したと思うと供述しているところ、申立人が保管している「雇員現業員採用通知書」には、採用年月日が昭和 35 年 4 月 1 日と記載されていることが確認できる。

加えて、申立人が保険料控除の根拠として提出した納税証明書において、社会保険料控除額は、給与支給額から試算した雇用保険料及び国民健康保

険料の額とおおむね一致することから、厚生年金保険料は控除されていなかったものと判断される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 36 年 5 月 21 日まで

私は、昭和 34 年 6 月 1 日に A 社に正社員として入社し、36 年 5 月 20 日まで、B 社に派遣され勤務していた。その後、同社の直接雇用となったが、厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間が被保険者期間となっていないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に入社した際、C 地区で研修を受けたことや、その後の勤務内容などを明確に記憶しており、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が記憶する A 社に勤務していた同僚から申立人の勤務実態について確認しても、申立人を記憶する者はおらず、具体的な証言を得ることはできない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を有する複数の同僚は、「申立期間当時、派遣社員として A 社のテナントに勤務していた者は、同社では厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と述べている。

さらに、申立人は、申立期間において、保険料の控除が行われていたとする具体的な記憶は無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 1 日から 38 年 3 月 30 日まで
私は、結婚をした昭和 38 年 4 月の直前まで、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、同社での被保険者期間が 36 年 7 月 1 日までとなっている。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人の具体的な記憶から、申立期間において、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が一緒に働いていたとするA社B店の店長及び同僚についても、オンライン記録及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録が無い上、当該店長も申立人が被保険者資格を喪失した日（昭和 36 年 7 月 1 日）と同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、当時のA社C店の店長は、「A社のB店とC店の社員は全員、D社に移管した。」と供述していること、及び上記の被保険者名簿において昭和 36 年 7 月 1 日に6名が被保険者資格を喪失していることから、事業主が同年 7 月 1 日に喪失した旨の届出を行ったものと推認できる。

さらに、申立人は、被保険者資格の喪失日とされた日以降である申立期間において、「給与に変化は無かったと記憶していることから保険料控除はあった。」と申し立てているが、A社の事業主は、「A社とD社の両方を経営していたが、当時の資料は無く不明である。」と供述しており、申立人の申立期間に係る勤務状況及び給与からの保険料控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月 28 日から 55 年 2 月 1 日まで
② 昭和 59 年 11 月 29 日から 60 年 9 月 24 日まで

私は、A社に昭和 43 年 5 月 28 日から 60 年 9 月 24 日まで勤務していたが、このうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者期間の記録が無い。法人税の確定申告書の写しを提出するので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出したA社の昭和 43 年度から 60 年度までの法人税の確定申告書の写しから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 55 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は法人税の確定申告書の厚生福利費に厚生年金保険の保険料が含まれていると述べているが、昭和 43 年度から 60 年度までの厚生福利費をみると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった前後で金額が相違していることから、事業主が当該期間に厚生年金保険料を控除していたと認めることができない。

申立期間②について、オンライン記録によると、A社は昭和 59 年 11 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社を管轄区域とする法務局によると、同社に係る商業登記簿は、保存年限経過のために保存されておらず、同社の関連資料等は確認できな

い。

さらに、A社に係る事業所別被保険者原票によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和59年11月29日）と同日付けで、申立人及び事業主を含め同社の被保険者全員が被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 16 日から 9 年 10 月 1 日まで

私は、A社において申立期間に年俸 420 万円で勤務し、標準報酬月額は 36 万円であったが、厚生年金保険の記録では、平成 7 年 7 月 14 日において、入社時の同年 4 月までさかのぼって標準報酬月額が 17 万円に減額され、その後退職までの期間も 36 万円より低い標準報酬月額となっているので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、A社での厚生年金保険被保険者資格を取得した平成 7 年 4 月 16 日は、当初、申立人の主張どおり 36 万円であったが、同年 7 月 14 日付けで資格取得時である同年 4 月までさかのぼって 17 万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、A社から提出された報酬月額訂正届の控えから、事業主が平成 7 年 7 月 14 日に入社時までさかのぼって標準報酬月額を訂正する届け出を行ったことが確認できる上、当該訂正届の記載内容とオンライン記録は一致していることから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不合理な点がないことが確認できる。

また、Bが保管する預金元帳により、申立人の平成 7 年 5 月及び同年 6 月の給与振込額が確認できたが、当該振込額は約 12 万円と 13 万円であるところ、オンライン記録において、同年 10 月 1 日の定時決定時における申立人の標準報酬月額は 19 万円となっており、その基礎となる同年 5 月から同年 7 月までの 3 か月間の平均報酬月額が 36 万円であったとは考え難い。

さらに、平成7年11月1日の随時改定において申立人の標準報酬月額
は32万円、8年10月1日の定時決定において34万円となっており、申
立人の標準報酬月額の変遷記録の内容について不自然さは見られない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい
た事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生
年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料
を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月ごろから34年8月1日まで
② 昭和37年4月1日から38年3月19日まで
③ 昭和38年11月18日から39年2月4日まで
④ 昭和41年6月1日から42年2月18日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和33年4月ごろから34年8月1日までの期間の被保険者記録が無い。また、B社に勤務していた37年4月1日から38年3月19日までの期間の被保険者記録が無い。同社にはC社を退職した直後に新聞広告で応募して入社した。さらに、D社に勤務していた期間のうち、同年11月18日から39年2月4日までの期間及び41年6月1日から42年2月18日までの期間の被保険者記録が無い。同社には38年7月に入社し、42年2月17日まで継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていた。継続勤務の途中で被保険者記録が欠落していることはおかしい。当該期間について調査をして厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和33年4月ごろA社に入社し、35年2月末まで継続して勤務していたと述べている。

しかし、A社は昭和37年1月13日に、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立人の同社における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人はA社で一緒に勤務していた同僚の名前を名字しか覚えておらず、同僚を特定し連絡することができないことから、当該期間に同社

において厚生年金保険の被保険者記録があり、連絡先の判明した 12 名に申立人の同社における勤務実態について文書で照会したところ、6 名から回答を得たが、いずれも申立人のことを知らないと回答している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の被保険者資格取得日が昭和 34 年 8 月 1 日、資格喪失日が 35 年 3 月 1 日となっていることが確認できる以外に、当該期間に係る同社での厚生年金保険被保険者記録を確認できない。

申立期間②について、申立人は昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 18 日まで B 社で勤務していたと述べている。

しかし、B 社は昭和 37 年 10 月 31 日に、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、同社における申立人の当該期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間②のうち昭和 37 年 10 月 31 日から 38 年 3 月 19 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、36 年 8 月 1 日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者を最後に、同日以後、同社において新たに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は確認できない。

さらに、申立人は B 社で一緒に勤務していた同僚の名前を覚えていないことから、当該期間に同社において厚生年金保険の被保険者記録があり、連絡先の判明した 3 名に申立人の同社における勤務実態について文書で照会したところ、1 名から回答を得たが、申立人のことを知らないと回答している。

申立期間③及び④について、申立人は昭和 38 年 7 月 1 日に D 社に入社し、42 年 2 月 17 日まで継続して勤務していたと述べている。

しかし、雇用保険の記録では、申立人は D 社において、昭和 39 年 2 月 4 日に被保険者資格を取得し、41 年 5 月 31 日に同資格を喪失していることが確認できるものの、申立期間③及び④における被保険者記録は確認できない。

また、D 社(後に E 社に商号変更)は平成 20 年 1 月 13 日に、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間③及び④当時の事業主の連絡先も不明であることから、同社における申立人の当該期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は D 社で一緒に勤務していた同僚の名前を名字しか覚えておらず、同僚を特定し連絡することができないことから、当該期間に同社において厚生年金保険の被保険者記録があり、連絡先の判明した 30 名に申立人の同社における勤務実態について文書で照会したところ、17 名から回答を得た。このうち 1 名は、「申立人のことを知っているが、申立

人のD社における在籍期間については分からない。」と回答しており、その他の16名は、いずれも申立人のことを知らないと回答している。

加えて、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和38年7月1日に被保険者資格を取得し、同年11月18日に同資格を喪失した後、39年2月4日に同資格を再取得し、41年6月1日に同資格を喪失したことが確認できる以外に、申立期間③及び④に係る同社での厚生年金保険被保険者記録を確認できない。

このほか、申立人は、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月 31 日から 61 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 55 年 6 月から平成 20 年 6 月まで、A社の代表取締役として同社に継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、A社において昭和 58 年 12 月 31 日に被保険者資格を喪失している。

A社は当時、社会保険料の滞納があったために昭和 61 年 8 月 31 日で適用事業所でなくなったが、私は同年 3 月まで厚生年金保険に加入し給与から保険料が控除されていたはずである。

当時の市民税・県民税特別徴収通知書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した市民税・県民税特別徴収通知書により、申立人が、申立期間のうち、少なくとも昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月まではA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の市民税・県民税特別徴収通知書に記載されている昭和 60 年及び 61 年の社会保険料の金額は、当該通知書に記載されている給与支払金額を基に計算した雇用保険料額とほぼ一致しており、厚生年金保険料が含まれているとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間において同社の代表取締役であったことが確認できる上、当時の従業員から、社会保険事務所（当時）の担当者との対応についても、申立人が行っていた旨の供述がある。

当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 20 日から 51 年 4 月 20 日まで
私は、昭和 50 年 4 月 20 日から 51 年 7 月 20 日まで、A社にB職として月曜日から金曜日まで勤務していた。しかし、私の同社での厚生年金保険の被保険者記録は申立期間後の3か月のみとなっておりおかしい。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事業主は、「当時、会社は経営状態が不安定であったため、社会保険の加入については一定ではなく、入社後1年ぐらいは加入させていないこともあった。」と供述している。

また、同僚への調査結果では、入社と同時に厚生年金保険に加入していると回答している同僚もいるが、申立人とほぼ同時期にA社に入社したと回答している同僚は、入社1年後に厚生年金保険に加入していることが確認でき、入社時期が異なる複数の同僚についても、入社から厚生年金保険の加入までには数箇月の期間があることから、同社は、社員の社会保険の加入について、一定の取扱いを行っておらず、事業主の供述どおり、その時の経営状態によって異なる扱いを行っていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 3 日から 40 年 6 月 1 日まで
平成 20 年 6 月に社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるということを知った。

しかし、脱退手当金の支給日と記録されている日は、健康上の理由から、自分で受給手続に向くことは考え難い上、その支給日はA社を退職してから4年近く経過した日である。仮に、脱退手当金を受給する意思があるのなら、退職後すぐに手続をしていると考えられる。さらに、社会保険事務所で見せてもらった被保険者名簿には、私の氏名は誤って記録されており、脱退手当金の支給記録も私の記録ではないと思われる。

私は脱退手当金の申請手続はしていないし、お金も受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の管轄年金事務所には、申立期間の脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書が現存しており、その脱退手当金裁定請求書に記載されている住所は、当時、申立人が住んでいた住所地と一致している（申立人は、A社を退職後に二度転居している。）上、支払は当該住所地の最寄りの銀行に送金されていることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金手帳記号番号払出簿には、昭和 41 年 6 月 * 日の申立人の婚姻に伴う氏名変更処理が 44 年 1 月 22 日に行われていることが記載されており、脱退手当金が同年 1 月 29 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の

請求手続に併せて、氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月ごろから 59 年 2 月ごろまで
私は、昭和 56 年 8 月ごろから 59 年 2 月ごろまでの期間のうち、約 1 年半、C 職として A 病院に勤務していた。勤務期間については、はっきりと覚えていないが、当時、D 所の寮に住んでいたこともあり、勤務していたことは、はっきりと覚えている。しかし、同病院に係る厚生年金保険の記録が無い。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「当時、D 所の寮に住んでいた。」としているところ、昭和 46 年に入社した元従業員が、「私が入社した当時は、D 所に寮があったと思う。」としているが、50 年代に入社したとする複数の元従業員は、「当時は、D 所は寮ではなかった。E 所に寮があった。」と証言しており、申立人の供述と一致しない。

また、申立期間に勤務していたとする複数の元従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している者はいなかった。

さらに、オンライン記録によると、A 病院が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 57 年 2 月 1 日であり、同日より前は適用事業所ではなかったことが確認できる上、当時から勤務していたとする複数の元従業員が、「病院が適用事業所となる前は、保険料を控除されていなかった。」と証言している。

加えて、オンライン記録のほか、A 病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番は無い上、申立人が氏名を覚えていた複数の同僚の記録も無い。

また、A 病院を承継する B 病院は、申立期間当時の人事及び給与関係書

類を保管していない上、申立人も申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年2月から9年12月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成10年1月から同年3月までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間のうち、平成10年4月から11年3月までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年2月から9年12月まで
② 平成10年1月から同年3月まで
③ 平成10年4月から11年3月まで

私は、平成8年2月から11年3月までA社に勤務していたが、8年2月から9年12月までの期間及び10年4月から11年3月までの期間の標準報酬月額が実際の給与額と比べ低くなっている。また、10年1月から同年3月までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

この間、雇用形態や部署が変わったことは無く、継続して勤務しており、この期間中の給与は47万円で税金と社会保険料が控除されて銀行に振り込まれていた。申立期間①及び③の標準報酬月額を訂正し、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成8年2月から9年3月までは47万円、同年4月から同年12月までは20万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（10年1月29日）の後の同年1月

30日付けで、さかのぼって9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿謄本により、申立人が取締役であったことが確認できる上、申立人は、給与や社会保険に係る経理担当の職にあり社会保険事務手続全般に携わっていたと供述している。また、当時の取締役及び同僚3名も申立人は経理担当役員として社会保険及び給与計算の事務を担当していたと供述しており、同僚のうち1名は「申立人は、A社の創立メンバーの一人であり、社会保険の滞納を知らなかったと言うことは考えられない。」と供述している。これらのことから、申立人が、担当取締役として当該減額訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務の担当取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の見直し処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。

申立期間②について、A社の商業登記簿謄本及び同僚の証言から判断すると、申立人は、当該期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、A社の厚生年金保険被保険者7名全員が平成10年1月29日に資格を喪失していることが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主からの証言が得られないため、保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、当該期間において47万円の給与をもらっていたが、厚生年金保険の標準報酬月額が低くなっていると述べている。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主からの供述も得られなかったため、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は自らが主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

さらに、オンライン記録から、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正される等の不合理な処理が行われた形跡は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月 11 日から同年 8 月 27 日まで
② 昭和 34 年 8 月 25 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 12 月 28 日から 35 年 1 月 5 日まで
④ 昭和 35 年 4 月 28 日から同年 5 月 1 日まで
⑤ 昭和 35 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
⑥ 昭和 37 年 1 月 17 日から同年 3 月 1 日まで
⑦ 昭和 37 年 3 月 29 日から同年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①にC職として船舶Bに乗船していたが、年金の記録が無い。また、それ以降の申立期間②から⑦まで、複数の船舶に乗船していたが、船員手帳の記録と船員保険被保険者記録とが相違しているため、調査をして、欠落している期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が保管する船員手帳により、申立人がC職としてA船舶所有者の船舶Bに雇い入れられていたことが確認できる。

しかし、オンライン記録において、船舶Bが船員保険の適用船舶であったことは確認できない。

また、上述の船員手帳に記載されているA船舶所有者及び船長は、所在が確認できないことから、当該期間の船員保険の取扱い等について供述を得ることができない。

申立期間②から⑦までについて、上述の船員手帳により、申立人がC職として、当該期間に係る船舶で雇い入れられていたことが確認できる。

しかし、申立人は船員手帳の雇入契約の記載内容を当該期間における船

員保険の被保険者期間の根拠としているが、船員手帳の雇入日及び雇止日の記載のある 17 か所のうち、船員保険の被保険者資格取得日又は資格喪失日と一致するのは 2 か所のみであるほか、船員保険の被保険者期間が雇入契約期間より 1 か月長い期間も 1 か所あることなどから、船員手帳に記載されている雇入日及び雇止日をもって、船員保険被保険者資格の取得及び喪失の根拠とすることはできない。

また、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法に基づき、海上労働の特殊性を考慮した労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

さらに、申立期間②に係る船舶所有者は、船員保険被保険者記録が確認できない上、既に死亡していることから、当該期間の船員保険の取扱い等について供述を得ることができない。

加えて、申立期間③から⑦までに係る船舶所有者及び船長は、船員保険被保険者記録が確認できない上、所在も不明であることから、当該期間の船員保険の取扱い等について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年8月15日から同年10月7日まで
② 昭和19年7月29日から同年11月28日まで

私は、昭和17年4月1日に、A社（現在は、B社）に入社し、船員として同年10月5日に会社所有の汽船に初乗船し、その後は会社命令に従って乗下船を繰り返したが、社命により、日本海軍の海兵団に予備補習生として入団した。退団後は会社に復帰し、定年退職まで勤めた。在職中に会社名は変わったが、同一会社に43年10か月在籍していたのに、資格の欠落があるのは納得できないので、当該期間について船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管していた申立人の申立期間当時の人事記録により、申立人が、昭和17年4月1日からA社に在籍していたことが確認できる。

しかし、昭和20年4月1日以前においては、船員保険法により、「適用船舶に乗り組むため雇用されている者で、船内で使用されていない者」は、船員保険の適用が無かったところ、上記の人事記録から、申立期間①は、船舶Cを下船し船舶Dに乗船するまでの期間であること、申立期間②は、船舶Dを下船後、海兵団への入団を経て、船舶Eに乗船するまでの期間であることが確認できる上、申立人のオンライン記録とも一致している。

また、B社は、申立期間について、「記録は乗船期間と一致しており、昭和20年4月1日以前の乗船中以外は、累計勤務日数にも加算されていないため、予備員中（下船中）は、船員保険を付保していないと考えられる。」と回答している。

さらに、申立人と同時期にA社に入社し、同社所有の船舶の乗下船を繰

り返し、申立人と同時期に海兵団に入団していた同僚及び申立人から提出のあった船員名簿に記載されている同僚の船員保険被保険者記録においても、昭和 20 年 4 月 1 日以前の下船中は、船員保険被保険者とはなっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月から同年9月まで
② 昭和25年10月から28年12月16日まで
③ 昭和30年12月6日から31年7月1日まで

私は、申立期間①においては、A県B市にあったR業のC社の工場に勤務していたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

また、昭和25年10月から30年6月11日までは、D社E工場の臨時工としてT業務をしていたが、申立期間②が被保険者期間となっていない。

さらに、申立期間③については、F県G区又は同県H区にあったS業のI社で勤務をしていたが、当該期間が被保険者期間となっていない。

厚生年金保険の記録では、申立期間①から③までに係る記録が欠落している。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人が申し立てているA県B市にあったとするC社は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、B市を管轄区域とする地方法務局出張所によると、C社は商業登記されておらず、同社及び事業主から申立人の勤務状況等について聴取することができない上、申立人は同僚及び事業主の名前を記憶していないことから申立人の同社での勤務を確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、C社と社名がほぼ同じであるJ社はK県L市の事業所である上、同社の元従業員は、「J社は、U業であり、

A 県に関連の事業所は無かった。」と供述している。

加えて、J 社は、昭和 37 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できる。

申立期間②について、当該期間に D 社 E 工場に勤務していた複数の同僚の供述及び申立人の当該期間における業務内容に関する供述から、申立人は当該期間に同社 E 工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D 社 E 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日である昭和 28 年 12 月 16 日に、申立人を含め 96 名が資格取得していることが確認できる。

また、当該日に資格取得した同僚のうち申立人と同じ雇用形態であったとする複数の同僚は、その記憶する入社日と資格取得日が相違していることから、D 社 E 工場では、一定期間に採用した従業員について、まとめて厚生年金保険被保険者資格を取得させたことがうかがえる。

さらに、複数の同僚から聴取したが、厚生年金保険に加入するまでの間の保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできない。

申立期間③については、オンライン記録によると、申立人が申し立てている F 県 G 区又は同県 H 区にあったとする I 社は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、G 区及び H 区を管轄区域とする地方法務局出張所によると、I 社は商業登記されておらず、同社及び事業主から申立人の勤務状況等を聴取することができない上、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、同社での勤務を確認することができない。

さらに、I 社と同名の F 県 M 区の事業所並びに I 社と同じ読みの F 県 O 区及び同県 Q 区の 2 事業所については、申立人が申し立てている S 業に該当する事業所ではない上、いずれも当該期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 6 月 1 日から 35 年 6 月 15 日までの期間、継続して A 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録では、申立期間が欠落している。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもその前後の期間と同様に A 社に勤務していたと述べている。

しかしながら、申立期間において A 社の被保険者となっている者はすべて死亡又は所在不明となっており、申立人の申立期間における勤務や保険料控除等について、照会することができない。

また、A 社は既に解散しており、人事記録等の関連資料を得ることができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 34 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際、健康保険被保険者証を返納していることが確認できるなど、手続に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年ごろから 23 年 11 月ごろまで

A社は、B町にあったCに事業所を置いていた。私は、当該事業所でF作業をしており、当初、請負人から給料を受け取る請負社員だった。後に、昭和 22 年ごろ同社の直接雇用になった。同社を退職する時に年金証書をもらい、D社に当該年金証書を提出した。直接雇用になった時から厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業所の所在地、同所での出来事及び同所にA社の社員が働いていたことを記憶していることから、時期は特定できないものの、申立人が同社Cの事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、勤務期間の記憶が曖昧^{あいまい}な上、請負人及び同僚の名前を覚えていないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認することができない。

また、A社においてCを管轄していた同社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録がある者で、連絡先の判明した者に対して、同社における申立人の申立期間当時の勤務実態について照会したが、申立人が同社で勤務していたとする証言が得られず、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認することができない。

さらに、A社では、申立期間当時の人事記録などを保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 17 日から 46 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 3 月 27 日から 50 年 8 月 26 日まで A 社に B 職として、途中休職することも無く、継続して勤務していたが、勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。給与から厚生年金保険料は控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間当時に A 社において厚生年金保険被保険者であった 11 名の被保険者記録を調査したところ、1 名の同僚は申立人と同様に被保険者期間の欠落がある上、複数の同僚は、被保険者資格を取得後、6 か月から 19 か月経過後に資格を喪失しているが、これらの同僚の供述から、いずれも資格を喪失後も同社に在籍していたことが確認できる。

また、上述の同僚のうち連絡の取れた 4 名から聴取したところ、1 名は、申立期間当時、一部の従業員の間で、社会保険料控除により給与の手取額が減るため、社会保険への加入をやめる旨の話が出ていたと述べており、ほかの 1 名は、A 社には厚生年金保険に加入していた者と加入していなかった者がいたと思うと述べていることから、同社では、多くの従業員について、在籍中に、被保険者資格を喪失することがあったことがうかがえる。

さらに、A 社及び当時の事業主の妻は、当時の資料が無く、事業主は既に死亡しており、申立期間の厚生年金保険の取扱いについては不明であると回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関す

る証言を得ることができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 56 年 10 月ごろまで

私は、C学校卒業後の昭和 54 年 4 月 1 日にA社に就職し、56 年 10 月ごろまでB職として働いていた。入社後、間もなくして年金手帳と社会保険手帳をもらい、給料から厚生年金保険料を控除されていた記憶もある。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 4 月 1 日から 56 年 10 月ごろまでA社に勤務していたと申し立てているが、オンライン記録によると、同社は、52 年 10 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間においては、適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「A社は、途中から景気が悪くなり、昭和 52 年ごろ、会社から厚生年金保険を抜ける旨の説明があった。厚生年金保険を抜けた後は、給与から厚生年金保険料を控除されておらず、自分で国民年金の加入手続きを行い国民年金保険料を納めた。」と供述しているところ、オンライン記録において、複数の同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降は、国民年金に加入し、保険料を納めていることが確認できる。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和35年4月1日から36年8月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち昭和36年8月1日から37年9月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月1日から36年8月1日まで
② 昭和36年8月1日から37年9月1日まで

私は、A社の経理部長として、昭和35年4月1日から37年8月31日まで勤務していたにもかかわらず、35年4月1日から36年8月1日までの期間の厚生年金保険の記録が欠落している。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、35年4月から36年3月までの報酬額は2万5,000円、同年4月から同年7月までの報酬額は3万円であったと記憶している。

申立期間②の標準報酬月額は1万6,000円とされているが、昭和36年8月から37年3月までの報酬額は3万円、同年4月から同年8月までの報酬額は3万5,000円だったと記憶しているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人及び同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、事業主は申立人について、資格取得日を昭和36年8月1日として社会保険事務所（当時）に届け出たことが

確認できる上、オンライン記録における資格取得日と一致している。

また、申立人は、A社に経理部長として入社した時に既に在籍していた経理知識の無い1名を後任の経理部長に育てることが業務の一部であったとしているところ、当該1名の厚生年金保険に係る資格取得日は、昭和36年1月1日であることが確認できる。

さらに、申立期間当時A社に在籍していたことが確認できる従業員に照会したところ、回答があった者の約半数は「同社に入社した時期と厚生年金保険の資格取得日が一致しない。」としているが、厚生年金保険に加入していない期間について保険料を控除されていたとする者はいなかった。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、昭和36年1月1日及び同年8月1日に多数の者が被保険者資格を取得していることから、必ずしも同社は従業員を採用すると同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、A社は申立人に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人も給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、前述の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、申立人について、A社が昭和36年8月1日の資格取得時の標準報酬月額を1万6,000円として社会保険事務所に届け出たことが確認でき、オンライン記録とも一致している。

また、前述の被保険者名簿により、昭和36年1月1日から同年8月1日までの期間に、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の標準報酬月額を調査したところ、資格取得時の標準報酬月額が申立人より高額である者は1名のみであることから、申立人の資格取得時の標準報酬月額はA社においては高額であったと考えられる上、さかのぼった訂正等不自然な処理が行われた形跡も無かった。

さらに、前述のように、A社及び申立人共に、給与から控除された厚生年金保険料を確認できる資料を保管していないため、申立人の当該期間に係る給与支払額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年ごろから44年ごろまで

私は、申立期間において、継続してA工場に工員として勤務していたが、この期間の私の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

厚生年金保険料も給料から控除されていたか定かではないが、会社が厚生年金保険に私を加入させていたことも考えられるので、この期間について調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶している当時のA工場の作業工程、周辺の状況等について、当時の社員の供述と多数一致していることから、申立人が同工場に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A工場に照会を行ったところ、「申立期間に係る標準報酬決定通知書や社員の履歴書などを保管しているが、申立人の名前は見当たらない。」と回答しており、当時在籍していた社員からも申立人の在職に係る供述は得られなかった。

また、A工場は「基本的には社員全員を厚生年金保険に加入させているが、申立期間当時、女子社員については、厚生年金保険料を希望によって控除しておらず、これらの女子社員が加入したのは、大分後になってからであった。」と回答している。

さらに、A工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の名前は無く、申立期間において整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は給与明細書等の資料を保管していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 46 年 5 月 30 日まで

私は、58 歳の時に夫の年金を調べに社会保険事務所（当時）へ行った際、私の年金も調べてもらったら、昭和 35 年 4 月 1 日から 46 年 5 月 30 日まで A 社で勤務した 133 か月間の厚生年金保険が、既に脱退手当金として支給されていることを説明された。脱退手当金について会社では全く説明が無いし、ほかの人からも脱退手当金の支給の話を聞いていない。私は、脱退手当金の制度も知らず、脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 5 か月後の昭和 46 年 10 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 4187 (事案 1017 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月から 36 年 7 月まで
私の次男は、昭和 36 年 * 月に生まれたが、誕生時に社会保険で A 病院にかかっていることが分かったので、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、勤務期間が特定できず、同質性の高い同僚の記録も無いとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、次男誕生時において社会保険で A 病院にかかっていると主張しているが、申立人に係る除籍謄本及び戸籍謄本により、次男の生年月日は申立期間後の昭和 37 年 * 月 * 日であることが確認できる。

また、申立人は、この昭和 37 年 * 月においては、オンライン記録により、B 社において厚生年金保険被保険者（昭和 36 年 8 月 26 日資格取得、41 年 1 月 1 日資格喪失）となっていることが確認できる。

さらに、A 病院について、C 医師会、D 市 E 課及び F 保健所に照会したが、同病院は平成に入って閉院し、経営者も不明であり、関連資料等はないと回答しており、使用した社会保険の詳細を確認できない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月1日から38年4月1日まで
② 昭和39年12月26日から40年2月15日まで

私は、昭和37年1月から40年11月までA社にB職として勤務した。しかし、そのうち、申立期間①と申立期間②の厚生年金保険の記録が無い。継続して勤務したことは確かなので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、連絡が取れた昭和38年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の者の供述により、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和38年4月1日であり、当該期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、上記の同僚の一人は、「昭和37年1月ないし同年2月にA社に入社したが、厚生年金保険に加入したのは、38年4月からであった。また、従業員が少人数だったので、この間は厚生年金保険には加入せず保険料も控除されていなかった。」と供述している。

申立期間②について、上記被保険者名簿から、当該期間に被保険者記録が確認できる4人のうち連絡が取れた二人は、いずれも、「申立人が継続して勤務していたか否かについては、明確な記憶が無い。」と供述している。

また、雇用保険記録によると、申立人のA社に係る資格取得日は昭和40

年2月15日であり、申立人が同社において厚生年金保険資格を再取得した日と一致している。

さらに、A社の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務状況等について聴取することができない。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年2月1日から同年7月31日まで
② 昭和26年7月31日から27年1月7日まで
③ 昭和27年2月7日から同年5月1日まで
④ 昭和27年9月1日から同年12月1日まで

私は、昭和26年2月から27年1月まではA県の職員として調査のためにA県B事業所が所有するC船及びD氏が所有するE船に乗り込んでいた。また、同年2月からはF社及びG社が所有するH船にJ職として乗り込み、後に船長となった。船員手帳に申立期間において各船にそれぞれ乗り込んでいた記録が記載してあるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が保管する船員手帳から、申立人が当該期間に、A県B事業所が所有するC船及びA県が傭船したD氏が所有するE船に乗り込んでいたことが認められる。

しかし、当該期間について、申立人は、A県の職員としてC船及びE船に調査員として乗船していたと述べているところ、申立人が同僚として名前を挙げた者は、申立人と同様にA県の職員だったので船員保険の被保険者となっていないと述べている。

また、A県は、当時の申立人の人事記録等が無い上、当該期間における船員保険の取扱いについて不明としている。

さらに、A県B事業所に係る船員保険被保険者名簿によると、上記の船員手帳に記載されているC船の船長及び上記の同僚も、当該期間において船員保険の被保険者となっていない。

加えて、D氏が代表取締役を務めるI社に係る船員保険被保険者名簿をみても、申立人が主張する資格取得日において資格を取得した者はおらず、船員保険被保険者名簿に記載されている同僚の所在が不明の上、船舶所有者の所在が不明で、当該期間における船員保険の取扱い等について確認できない。

申立期間③について、申立人が保管する船員手帳から、申立人が当該期間に、F社所有のH船に乗り込んでいたことが認められる。

しかし、F社に係る船員保険被保険者名簿によると、上記の船員手帳に記載されている船長も、当該期間において船員保険の被保険者となっていない。

また、上記の船員手帳に記載されている期間においてG社に係る船員保険被保険者名簿において、昭和27年5月1日付けで申立人が資格を取得していることが確認できるが、上記の船員手帳により確認できる船長及び申立人を含む45名の資格取得日が申立人の資格取得日と同日となっており、同社では、まとめて同日に船員保険に加入させたものと考えられる。

さらに、船員保険被保険者名簿に記載されている同僚の所在が不明の上、船舶所有者は当時の資料が無く不明としており、当該期間の船員保険の取扱い等について確認できない。

申立期間④について、申立人が保管する船員手帳から、申立人が当該期間に、G社所有のH船に乗り込んでいたことが認められる。

しかし、G社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人は当該期間において船員保険の被保険者となっていない。

また、上記の船員手帳に記載されている期間においてF社に係る船員保険被保険者名簿において、昭和27年12月1日付けで申立人が資格を取得していることが確認できるが、上記の船員手帳により申立人が船長であることが確認でき、申立人を含む20名の資格取得日が申立人の資格取得日と同日となっており、同社では、まとめて同日に船員保険に加入させたものと考えられる。

さらに、船員保険被保険者名簿に記載されている同僚の所在が不明の上、船舶所有者は当時の資料が無く不明としており、当該期間における船員保険の取扱い等について確認できない。

加えて、申立期間①から④までに係る船員保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から④までに係る船員保険料を船舶所有者により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 21 日から 24 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）で、A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和 20 年 3 月 1 日から同年 9 月 21 日までの加入期間が見付かり年金として支給されることになったが、私は、同社には 24 年 3 月末日まで勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細かつ具体的な供述内容及び B 社の回答から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間において引き続き A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録において、A 社は、昭和 20 年 9 月 21 日にいったん厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、21 年 12 月 1 日に再度適用事業所となったことが確認でき、申立期間のうち、20 年 9 月 21 日から 21 年 12 月 1 日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、B 社は、「当時の資料は保管していないため、申立人の在職期間及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、申立人が一緒に勤務していたと記憶する同僚は、既に死亡していることから、A 社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除が確認できない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が再度適用事業所となった昭和 21 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者 21 人のうち、連絡の取れた同僚 1 名は、「当時の従業員数は 50 名ぐらいであった。」と証言している上、申立人が当時一緒に勤

務したとする同僚4名のうち、1名は上記被保険者名簿において、氏名が確認できるものの、ほかの3名の氏名は見当たらないことを勘案すると、同社が再度厚生年金保険の適用事業所となった時点において、同社はすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

加えて、上記被保険者名簿に申立人の氏名は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月ごろから 51 年 1 月ごろまで
私は、昭和 49 年 10 月ごろから 51 年 1 月ごろまで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の記録がすべて空白となっているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の所在地及び職務内容を詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、管轄する法務局に商業登記の記録も確認できないことから、申立人が勤務したとする事業所を特定することができない。

また、申立人は、A社の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる資料を保管していない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 10 月 4 日から 33 年 3 月 25 日まで
② 昭和 33 年 12 月 23 日から 35 年 3 月 12 日まで
③ 昭和 37 年 10 月 22 日から 39 年 3 月 9 日まで

私の年金記録を確認したところ、A社、B社及びC社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間が、脱退手当金の支給済みの記録になっていた。私は手続した覚えもなく、結婚して転居した住所は会社に教えていなかったため、受け取れるはずもないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理された3社にわたる申立期間のすべての月数を基礎として、A社における被保険者資格の喪失日から約4か月後に支給されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年7月まで
② 昭和20年8月から21年6月30日まで
③ 昭和21年9月13日から22年7月5日まで
④ 昭和22年7月5日から同年12月まで
⑤ 昭和23年1月から24年3月1日まで

年金事務所の記録によると、A社B支店に勤務していた申立期間①、同社C支店に勤務していた申立期間②、同社D支店に勤務していた申立期間③、E社に勤務していた申立期間④及びF社G支店に勤務していた申立期間⑤の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の詳細かつ具体的な供述内容から、当該期間において、申立人がA社B支店及び同社C支店に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人はI国のA社B支店及び同社C支店に勤務していたとしているが、厚生年金保険法の適用区域は「内地」である現在の日本国内であり、「外地」に存在した事業所については適用されていなかったことから、同社B支店及び同社C支店での勤務期間については、厚生年金保険の適用が無かったと判断できる。

また、H社は、「当社は、A社とは別法人であるが、保管していた同社の資料から、同社B支店及び同社C支店の存在は確認できる。当時、両支店が厚生年金保険の適用事業所であったかについては不明。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた当時の同僚5名のうち、4名は連絡先が不明であり、残り1名からも回答が得られないことから、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間③について、H社が保管する昭和22年7月3日付けの役職員名簿に申立人の氏名が掲載されていることから、期間は特定できないが、申立人は、A社D支店に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間③当時、申立人が勤務していたとするA社D支店は、適用事業所索引簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても当該事業所名は見当たらない。

また、申立人は、当時の同僚のほとんどは死亡していることと供述していることから、同僚の証言が得られず、申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が当時A社D支店の支店長であったとする者も申立期間③の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間④について、申立人の詳細かつ具体的な供述内容から、申立人は、期間は特定できないものの、E社に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、申立人が勤務していたとするE社は、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、申立人が、当時の同僚のほとんどは死亡していることと供述していることから、同僚の証言が得られず、申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間⑤について、申立人の詳細かつ具体的な供述内容から、申立人は、期間は特定できないものの、当該期間においてF社G支店に勤務していたことが推認できる。

しかし、F社G支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和24年3月1日であることが確認でき、申立期間⑤当時は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、F社G支店で昭和24年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録のある申立人を除く10名の同僚の連絡先はいずれも不明で証言を得ることができず、同社G支店も既に適用事業所でなくなっていることから、申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、F社G支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社G支店が適用事業所となった昭和24年3月1日に同社G支店で厚生年金保険被保険者資格を取得し、28年4月1日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①から⑤までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 10 月 21 日から平成 5 年 3 月 31 日まで、継続して A 社で事務の仕事に就いていたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

平成 5 年 3 月 31 日まで在職していたことは間違いなく、厚生年金保険料も控除されていたはずなのに同年 3 月が被保険者期間となっていないのは納得できないので当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において平成 5 年 3 月 31 日まで在職していたと述べているが、申立人の雇用保険の離職日は同年 3 月 30 日となっている上、同社から提出のあった退職者台帳における申立人の退職日は同年 3 月 30 日となっており、申立期間の在籍を確認することができない。

また、申立人から提出のあったA社が発行した申立人に係る「厚生年金喪失証明書」において、申立人の資格喪失日は平成 5 年 4 月 1 日とする旨が記載されているが、これについて同社は、同証明書に記載した資格喪失日（平成 5 年 4 月 1 日）は誤りであり、正しくは、同年 3 月 31 日であったと回答している上、同社から提出された厚生年金保険台帳により申立人の資格喪失日は同年 3 月 31 日であることが確認できる。

さらに、申立人から提出のあった「平成 5 年分給与所得の源泉徴収票」に記載されているA社における社会保険料等の金額からは、平成 5 年 3 月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえ

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月27日から同年3月26日まで

私は、船員手帳の記載のとおり昭和37年7月5日から39年1月13日までの期間、A船に乗船していたが、船員保険の被保険者記録によると、38年2月27日にいったん資格を喪失し、同年3月26日に再取得したことになっている。この期間に下船した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳から、申立人がA船に乗船していたことは確認できる。

しかし、A船に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人を含む24名が昭和38年2月27日に被保険者資格を喪失しており、これにより同船の乗組員はすべて資格喪失となっている。

また、申立人と同じ昭和38年2月27日に資格喪失した24名のうち、14名が同年3月26日に資格を再取得している。

さらに、申立人の船員手帳には、昭和38年3月23日に船舶所有者を変更する旨の記載があるところ、このことについて申立人の同僚は、「この時期、船舶所有者が亡くなったため、その息子に船舶所有者が代わった。葬式や変更手続のため、すぐには出港できなかったのではないか。」と証言している。

加えて、死亡した船舶所有者の息子について氏名検索を行ったが、住所等を特定することができず、申立人に係る保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除を確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月1日から42年4月1日まで

私は、昭和38年1月31日に当時勤務していたB社（現在は、A社）C炭坑を解雇され、同年2月1日にD社に採用されたが、実際の勤務先は以前と変わらず、B社C炭坑であり、作業内容も坑内業務だった。その後、41年1月1日から42年3月31日までは、E社F炭坑で坑内業務に従事していた。オンライン記録では、申立期間は、厚生年金保険第一種被保険者となっているが、申立期間を第三種被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、B社C炭坑を解雇され、昭和38年2月1日から再雇用された、同社C炭坑で一緒に坑内で作業していたと名前を挙げた3名の同僚のうち1名は、「B社C炭坑で申立人と一緒に坑内作業をしていた。」と証言していることから、申立人が申立期間において、その直前と同様、坑内業務に従事していたことが推認できる。

しかし、前記の同僚は、「B社C炭坑が昭和38年1月に従業員を解雇し、再雇用するに当たり、同社本社の組合健康保険か関連会社であるD社の政府管掌健康保険のどちらかを選択するよう求められた。B社本社の組合健康保険を選択すると同社本社の厚生年金保険の被保険者となり第一種被保険者となる。一方、政府管掌健康保険を選択するとD社の厚生年金保険の被保険者となり第三種被保険者となった。私はB社が直営しているG病院の利用に当たって優遇（当時は無料）されることを希望したことから、組合健康保険を選択し、B社本社の厚生年金保険の被保険者となり第一種

被保険者となった。これは当時から理解していた。」と供述している。

また、申立人も申立期間当時、同社が直営しているG病院を使いたいと申出をしたと供述していることを踏まえると、B社本社の厚生年金保険の被保険者となり第一種被保険者とされたと考えるのが自然である。

さらに、申立人がB社C炭坑で一緒に坑内で作業していたと名前を挙げた3名うち、前記同僚を含めた2名の者のA社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、職種欄には、「1」と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、同僚3名のうち、D社の厚生年金保険の被保険者となっている者（1名）は、第三種被保険者となっている。

このほか、申立期間において、給与から第三種被保険者としての厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 1 日から 40 年 5 月 13 日まで

私は、新聞広告で募集を知り昭和 39 年 11 月 1 日にA社に入社して40 年 5 月 13 日まで、自分の車を持ち込みでBを販売していたが、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において複数の同僚が、申立人のことを覚えていることから、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の同僚1名は、「申立人は歩合給制で働いていたと思う。歩合給制の者は厚生年金保険に加入していなかった。私と一緒に働いていた同僚も歩合給制で働いていたので厚生年金保険に加入していなかった。」と述べており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認したところ、一緒に働いていたとする上記の同僚の名前は無い。

また、別の同僚で後にA社の役員となった者は、「私が入社した当時、会社には歩合給制度があった。歩合給制度は社会保険が無いので将来のことを考えて3、4年経過してから廃止された。」と述べている。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において申立期間に申立人の名前は見当たらず健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで
② 昭和 38 年 1 月 1 日から 42 年 1 月 31 日まで
③ 昭和 42 年 5 月 1 日から 44 年 5 月 10 日まで

私は、年金受給手続のため社会保険事務所（当時）に出向いた際に、A社、B社及びC社の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金の支給済みとなっていた。

私は、脱退手当金の手続を行った覚えは無く、受領した覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された3社にわたる申立期間の脱退手当金は、支給月数に誤りは無い上、支給額も法定支給額に合致しているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 5 月から 52 年 8 月まで
② 昭和 53 年 3 月から 55 年 3 月まで

オンライン記録では、昭和 51 年 5 月から 52 年 8 月まで勤務していた A 社及び 53 年 3 月から 55 年 3 月まで勤務していた B 社の厚生年金保険被保険者記録が無い。

A 社は C 市にあった D 業務をしている会社で、E 職として勤務していた。B 社も C 市にあり、同じく D 業務をする A 社よりも企業規模が大きい会社で、E 職として勤務していた。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の事業主及び同僚の証言並びに申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社の事業主は、「数十年前に会社が倒産しているため、資料は保管しておらず、申立期間当時のことは分からない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた唯一の同僚は既に死亡しており、証言を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間①において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

申立期間②について、申立人が B 社 C 支店の所在地、従業員数及び業務内容等を具体的に記憶していることから判断すると、時期は特定できない

ものの、申立人が同社C支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の事業主及び同僚に対する調査においても回答が得られなかったことから、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、B社において、厚生年金保険の被保険者になっていないことが確認できる上、上記の者は既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

さらに、申立人は、申立期間②において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間①及び②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。